

福岡県廃棄物処理計画 (案)

令和 8 年 2 月

福岡県環境部廃棄物対策課

一 目 次 一

第1章 廃棄物処理計画の基本的事項

第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	2
第4節	S D G s のゴールとターゲット	2

第2章 廃棄物処理の現状及び課題

第1節	一般廃棄物処理の現状及び課題	4
第1	一般廃棄物処理の現状	4
第2	一般廃棄物処理に関する前計画の目標の進捗状況	16
第3	一般廃棄物処理の課題	17
第2節	産業廃棄物処理の現状及び課題	20
第1	産業廃棄物処理の現状	20
第2	産業廃棄物に関する前計画の目標の進捗状況	32
第3	産業廃棄物処理の課題	33
第3節	災害廃棄物処理の現状及び課題	34
第1	災害廃棄物処理の現状	34
第2	災害廃棄物処理の課題	34
第4節	環境意識の醸成に向けた現状と課題	35
第1	環境意識の現状	35
第2	環境意識の醸成に向けた課題	35
第3章	廃棄物処理の基本方針	36

第4章 目標の設定

第1節	廃棄物の減量化等の目標の設定の考え方	41
第2節	廃棄物の減量化等の目標	42
第1	廃棄物の再生利用の促進	42
第2	資源の循環利用による廃棄物の最終処分の抑制	44
第3	廃棄物に関する県民意識の向上	46
第4	災害への備えの強化	47

第5章 計画の推進

第1節	各主体の役割	49
第1	県民	49
第2	事業者（排出事業者）	50
第3	廃棄物等処理業者	50
第4	市町村	51
第5	県	51
第2節	推進体制	53
第3節	計画の進捗管理	54

第6章 県において実施している主要な施策

第1章 廃棄物処理計画の基本的事項

第1節 計画の趣旨

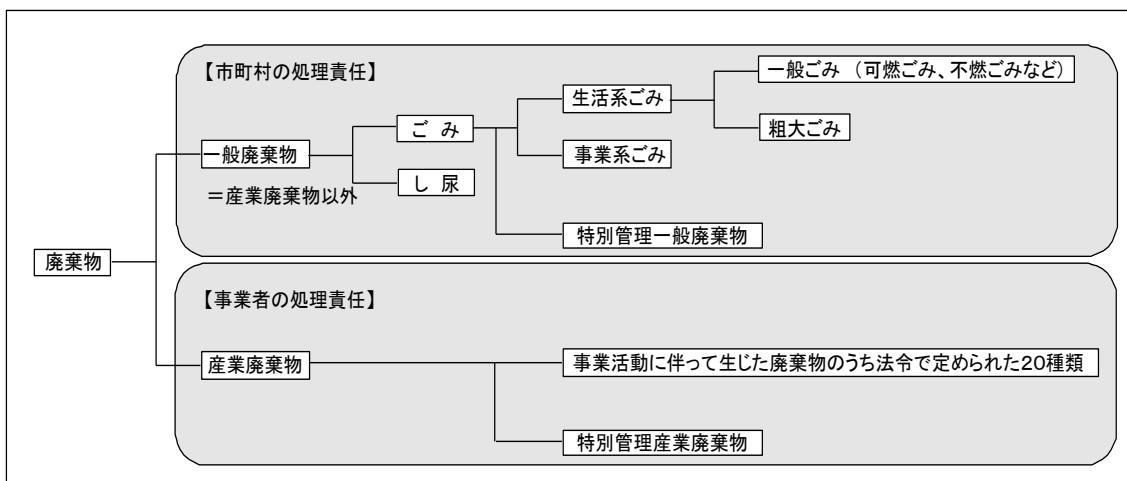
近年、我が国における2050年カーボンニュートラルの達成や循環経済の実現に向けて、廃棄物処理は単なるごみの処分に留まらず、資源循環の核となる重要な役割を担っています。

県では、2022年3月に策定した第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）に沿って各種施策を実施しているところですが、同計画が目指す「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会」の構築のためには、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要です。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用することで、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります。

このような状況の変化を踏まえ、今回、5年ぶりに廃棄物処理計画を改正し、一般廃棄物及び産業廃棄物（図表1-1）の3R（発生抑制・再使用・再生利用）を更に促進していくとともに、それでもなお循環的利用が行われないものについては、適正な処理を確保していきます。また、最近の災害の頻発化・激甚化に鑑み、災害により生じた廃棄物についても、より一層、適正かつ迅速な処理体制の確保を目指します。

こうした基本方針に則り、本県が目指す循環型社会を形成してまいります。

図表1-1 廃棄物の分類



(注1) 表中の「法令で定められた20種類」とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（★）、木くず（★）、繊維くず（★）、動植物性残さ（★）、動物系固形不要物（★）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿（★）、動物の死体（★）、ばいじん、産業廃棄物処理物をいう。

（★）印は、対象となる業種が指定。

(注2) 「生活系ごみ」、「事業系ごみ」は排出元による分類で、一般家庭から排出されるごみを生活系ごみ、事業所から排出されるごみを事業系ごみという。

(注3) 災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられる。

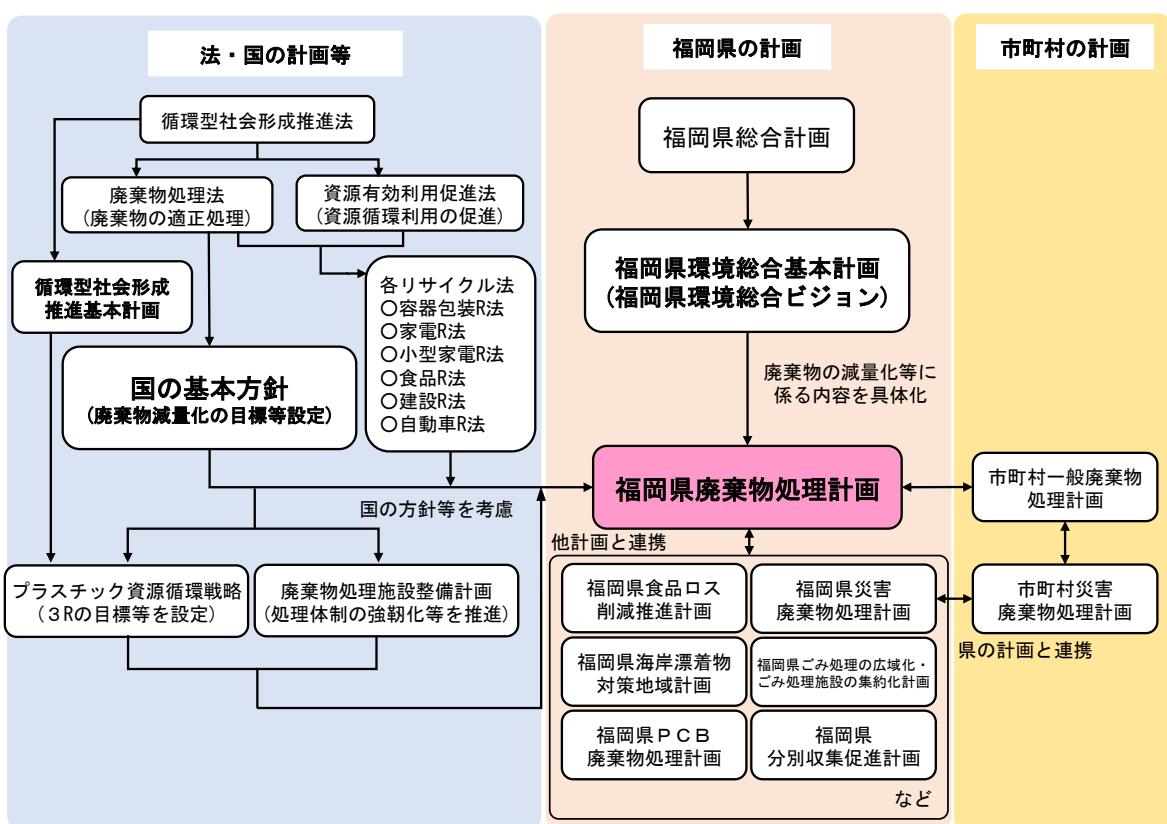
第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定による法定計画です。

また、環境分野における本県の基本計画である福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）を支える計画として、廃棄物の減量化等に係る内容を具体化した個別計画として位置づけられるものです。

各計画との関係は図表1-2のとおりです。

図表1-2 各計画と関係



第3節 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）～2030（令和12）年度までの5年間とします。

第4節 S D G s のゴールとターゲット

S D G s (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は先進国を含む国際社会全体の開発目標として、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、17のゴールと169のターゲットが示されています。

本計画と関連する主なゴール・ターゲットは図表1-3のとおりです。

図表1-3 本計画と関連する主なSDGsのゴール・ターゲット等

ゴール	ターゲット	関連する県の施策	
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	2. 1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	○食品ロス削減推進事業 等
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4. 7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	○「持続可能な開発のための教育（E S D）」の推進 等
	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	6. 3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。	○浄化槽の整備促進 等
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	11. 6 2030年までに、大気の質及び一般並びに他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	○災害廃棄物処理体制の整備 等
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	12. 3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。 12. 5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 12. 8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	○ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動 ○食品ロス削減推進事業 ○廃棄物の適正処理の推進 等
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	13. 3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	○ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動 等
	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	14. 1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	○海岸漂着物対策の実施 等
	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17. 17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	○3 Rに関する产学研官連携の推進・促進 等

* ゴールは、「第五次福岡県環境総合基本計画」126頁から抜粋

* 包摂的：誰一人取り残されることなく、世界の構成員の一人ひとりが社会のシステムに参画できること。

* レジリエント（レジリエンス）：強靭さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。

第2章 廃棄物処理の現状及び課題

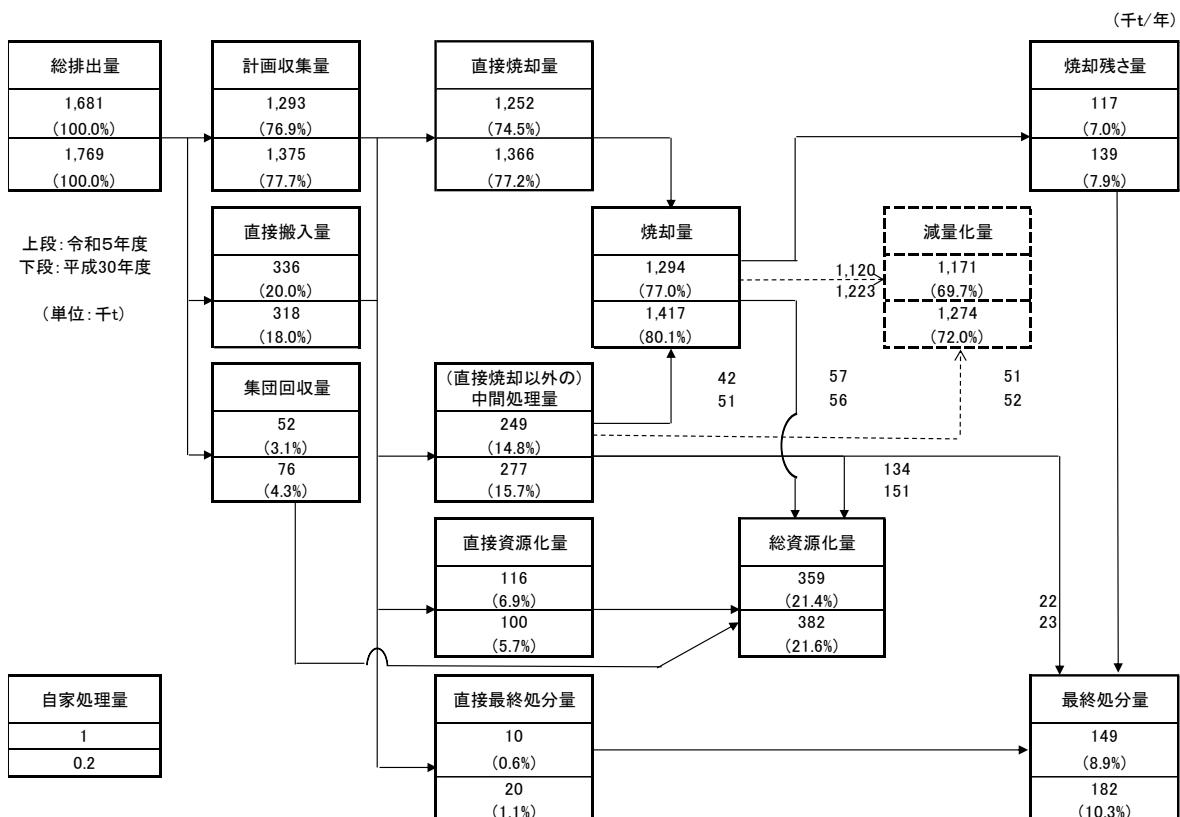
第1節 一般廃棄物処理の現状及び課題

第1 一般廃棄物処理の現状

1 一般廃棄物（ごみ）の排出、処理及び最終処分

令和5（2023）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は1,681千tであり、総資源化量が359千t（総排出量比21.4%）、最終処分量が149千t（同8.9%）となっています（図表2-1）。

図表2-1 一般廃棄物（ごみ）処理フロー（令和5年度と平成30年度の比較）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

* () は総排出量比

* 災害廃棄物を除く。

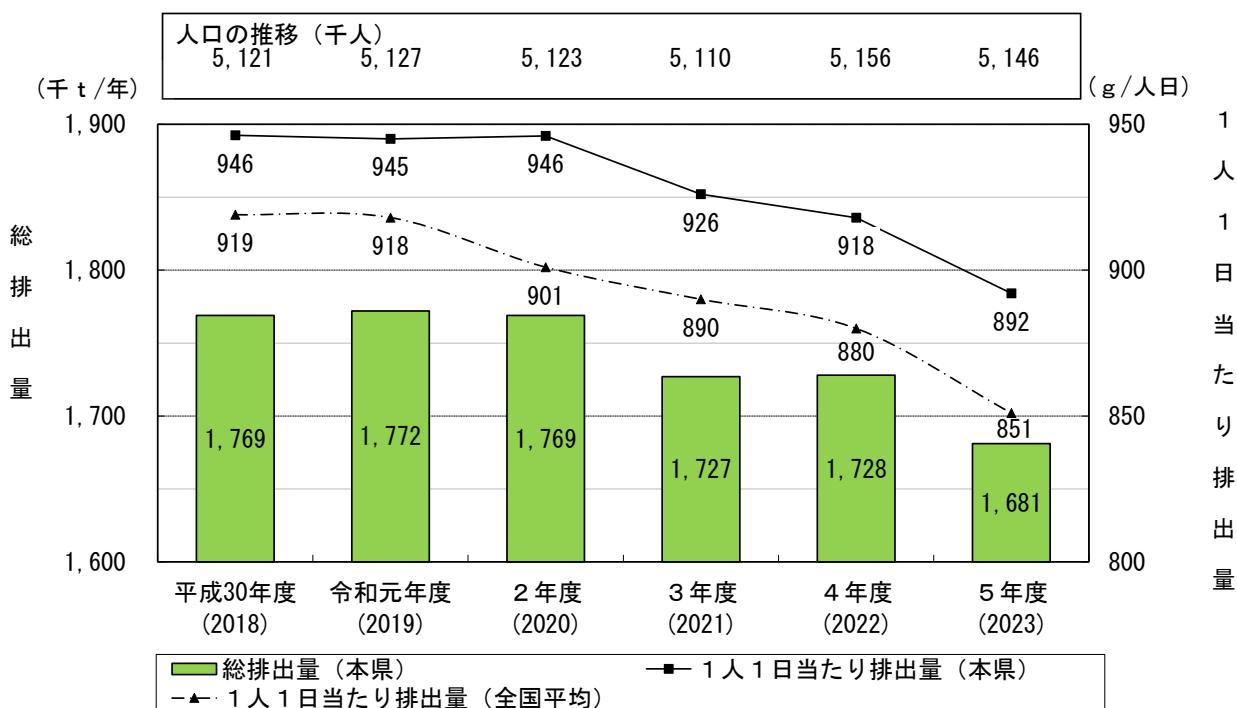
* 端数処理により収支が合わない場合がある。

* 民間事業者によってリサイクルされたごみを総排出量に含めずに、直接資源化量に算入している市町村があるため、総資源化量、減量化量及び最終処分量の合計は、ごみ総排出量に一致しないことがある。

(1) 総排出量

令和5（2023）年度の本県のごみの総排出量は、1,681千tであり、県民1人1日当たりのごみ排出量に換算すると892gとなっています。なお、令和5（2023）年度における本県の1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均と比較すると41g多くなっています（図表2-2）。

図表2-2 総排出量、1人1日当たり排出量及び人口の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

*1人1日当たりのごみ排出量=ごみ総排出量÷人口÷365（うるう年は366）

平成30（2018）年度と比較すると、総排出量が約5%（8万8千t）減少しました。1人1日当たりの排出量も約6%（54g）減少し、その内訳は、生活系ごみが約7%（44g）減少、事業系ごみが約3%（10g）減少しています（図表2-3）。

また、生活系ごみ（計画収集量+直接搬入量）から資源ごみを控除した家庭系ごみ排出量も令和2（2019）年度以降減少傾向にあり、令和5（2023）年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は平成30（2018）年度比で約6%（34g）減少しています（図表2-4）。

図表2-3 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移(福岡県)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (30年度比)
ごみ総排出量 (千t)	1,769	1,772	1,769	1,727	1,728	1,681 (-5.0%)
生活系ごみ (千t)	1,144	1,160	1,176	1,148	1,111	1,069 (-6.5%)
事業系ごみ (千t)	625	613	592	578	617	611 (-2.2%)
1人1日あたり の生活系ごみ排 出量 (g)	612	618	629	616	590	568 (-7.2%)
1人1日あたり の事業系ごみ排 出量 (g)	334	327	317	310	328	324 (-2.9%)
総人口 (千人)	5,121	5,126	5,123	5,110	5,156	5,146 (+0.5%)

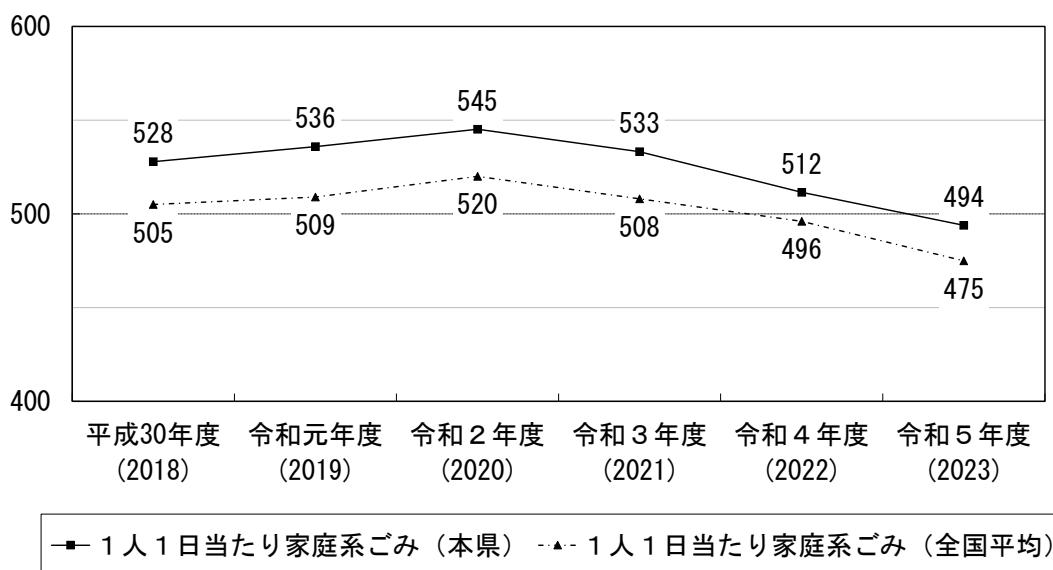
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*生活系ごみ排出量には、集団回収量を含む。

*1人1日当たりの排出量 = 当該ごみの排出量 ÷ 人口 ÷ 365 (うるう年は366)

図表2-4 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(福岡県及び全国) (単位: g)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ（計画収集量+直接搬入量）から資源ごみを控除した量

生活系ごみは、混合ごみ、可燃ごみ及び不燃ごみが減少している一方、資源ごみ及び粗大ごみは増加しています。事業系ごみも、粗大ごみを除き、生活系ごみとほぼ同様の傾向を示しています（図表2-5、2-6）。

図表2-5 品目別生活系ごみ排出量の推移（福岡県）

年度	合計	集団回収量	計画収集量+直接搬入量							(単位:t)
			小計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他ごみ	粗大ごみ	
令和5年度 (2023)	1,069,343	51,514	1,017,829	140,875	720,677	31,682	87,640	230	36,726	
対平成30年度増減 (対30年度比)	-74,413 (-6.5%)	-24,227 (-32%)	-50,186 (-4.7%)	-15,678 (-10%)	-41,904 (-5.5%)	-4,834 (-13.2%)	6,214 (+7.6%)	-100 (-30.3%)	6,117 (+20%)	
令和4年度 (2022)	1,110,820	56,606	1,054,214	148,499	743,091	34,238	91,441	244	36,701	
令和3年度 (2021)	1,148,430	60,521	1,087,909	152,839	763,594	37,422	93,540	402	40,112	
令和2年度 (2020)	1,176,461	63,777	1,112,684	157,328	777,682	42,494	93,355	334	41,491	
令和元年度 (2019)	1,159,818	72,988	1,086,830	157,616	773,492	38,003	81,374	456	35,889	
平成30年度 (2018)	1,143,756	75,741	1,068,015	156,553	762,581	36,516	81,426	330	30,609	

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*混合ごみとは、可燃または不燃を問わずに収集されるもの。

*資源ごみとは、再資源化を目的とし収集されるもの。

図表2-6 品目別事業系ごみ排出量の推移（福岡県）

	合計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他ごみ	粗大ごみ
令和5年度 (2023)	611,192	152,332	334,805	17,415	93,205	1,464	11,972
対平成30年度増減 (対30年度比)	-13,602 (-2.2%)	-14,966 (-8.9%)	-64,177 (-16.1%)	-11,929 (-40.7%)	83,284 (+839.5%)	328 (+28.8%)	-6,141 (-33.9%)
令和4年度 (2022)	617,427	155,951	330,250	24,497	93,556	1,427	11,746
令和3年度 (2021)	578,137	157,368	324,806	18,400	64,001	1,427	12,135
令和2年度 (2020)	592,184	157,237	331,718	23,415	64,613	1,198	14,003
令和元年度 (2019)	612,647	166,092	391,055	24,314	9,084	1,054	21,048
平成30年度 (2018)	624,794	167,298	398,982	29,344	9,921	1,136	18,113

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*令和2年度以降、資源ごみ量の計上方法を変更した自治体があるため、数値が大きく変動している。

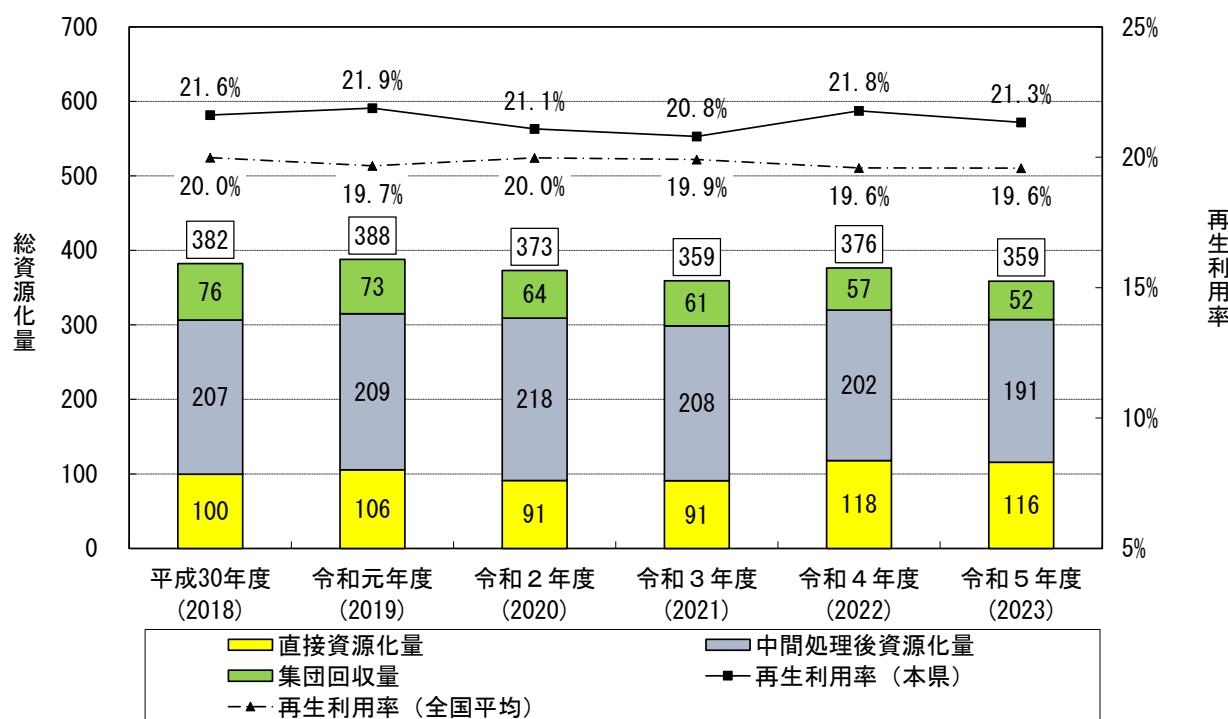
*端数処理の都合上、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

(2) 再生利用

令和5（2023）年度の本県のごみの資源化（再生利用）の状況は、破碎や焼却等の中間処理後の資源化量が191千t、市町村により回収され資源化された直接資源化量が116千t、町内会や自治会などの地域の団体等により集団回収され資源化された集団回収量が52千t、合計359千tが資源化されており、総排出量で割った再生利用率は21.3%となっています。

平成30（2018）年度と比較すると、直接資源化量が若干増加している以外は、いずれも減少しています。なお、令和5（2023）年度における本県のごみの再生利用率は、全国平均と比較すると約2ポイント上回っています（図表2-7）。

図表2-7 総資源化量及び再生利用率の推移（福岡県）
(千t/年)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量

*再生利用率 = 総資源化量 ÷ 総排出量 × 100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

総資源化量は、令和元（2019）年度から概ね減少傾向にあり、これはごみの総排出量の減少による影響の他、県内的一部市町村において令和5年度より可燃ごみの処理方式の変更（ごみの固形燃料化施設を廃止し清掃工場での直接焼却へ切替え）があり固形燃料への資源化量が大きく減少したことが要因と考えられます（図表2-8）。

なお、再生利用率の算出基礎は、市町村等が収集しているごみ、住民・事業者によって市町村管理・委託の処理施設に直接搬入されるごみ、及び市民団体等により回収され、市町村に報告されるごみです。

古紙などのリサイクルしやすい廃棄物は統計調査の対象外である民間事業者による回収量が多いことを踏まえ、前計画では、目標設定において、この民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）を参考目標値として設定していました。

（平成30（2018）年度推計値約40%、令和7（2025）年度目標値40%）

*民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）

環境省実施の「一般廃棄物処理実態調査」における本県のごみの総資源化量に、古紙回収などの民間回収量（全国）から算出した本県における民間回収量（推計値）を加えた上で再生利用率を算出したもの。

令和4（2022）年度において、民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）は、約41%となっています（図表2-9、10）。

図表2-8 ごみの品目別総資源化量の推移（福岡県）

品目	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 増減 (30年度比)
ごみ総資源化量 (単位:t)	382,334	387,946	372,952	359,100	376,449	358,631	-23,703 (-6%)
紙類	108,941	110,800	118,838	114,581	115,436	106,923	-2,018 (-2%)
金属類	32,311	34,067	36,372	33,123	29,563	27,783	-4,528 (-14%)
ガラス類	18,893	17,806	17,600	16,687	16,316	15,628	-3,265 (-17%)
ペットボトル	8,598	8,745	9,490	10,027	10,431	10,348	+1,750 (+20%)
プラスチック類	9,869	9,666	9,940	10,682	10,713	11,282	+1,413 (+14%)
布	5,295	5,476	5,549	5,063	5,112	4,635	-660 (-12%)
溶融スラグ	32,262	35,094	33,553	32,984	33,849	34,986	+2,724 (+8%)
固形燃料	74,991	76,264	78,459	74,984	72,725	63,037	-11,954 (-16%)
セメント原料化	14,080	13,516	13,342	11,385	11,864	11,693	-2,387 (-17%)
山元還元	5,969	4,067	6,371	7,055	6,209	6,186	+217 (+4%)
その他	71,125	72,445	43,438	42,530	64,231	66,130	-4,995 (-7%)
再生利用率	21.6%	21.9%	21.1%	20.8%	21.8%	21.3%	-0.3ポイント

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*山元（やまもと）還元（かんげん）：廃棄物の飛灰等を鉱山（製錬所）へ持ち込み、鉱石と同様に非鉄金属の原料（精錬の対象物）として利用すること。

図表2-9 民間における再生利用量（全国）（単位：千t）

各団体の個別製品統計データにおける循環利用量（統計調査対象外）					
	ガラスびんリサイクル促進協議会資料	アルミ缶リサイクル協会資料	スチール缶リサイクル協会資料	全国牛乳容器環境協議会資料	（公財）古紙再生促進センター資料
	ガラスびん	アルミ缶	スチール缶	飲料用紙容器	古紙
令和2年度 (2020)	653	55	233	33	14,735
令和3年度 (2021)	564	50	236	32	14,373
令和4年度 (2022)	609	56	218	31	13,873

出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」等

図表2-10 民間における再生利用を加味した再生利用率

	令和4年度
ごみ再資源化量（全国）：単位 千t	7,906
ごみ再資源化量（福岡県）：単位 千t	376
民間事業者における循環利用量（全国）：単位 千t	14,787
民間事業者における循環利用量（福岡県・推計）：単位 千t	557
民間事業者における再生利用を加味した再生利用率（福岡県・推計）	41%

根拠資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」を基に算出

* 民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）

環境省実施の「廃棄物等循環利用量実態調査」より、民事事業者間における循環利用量（全国）を把握したのち、対応する品目の「一般廃棄物処理実態調査」における本県のごみの総資源化量の割合（本県の資源化量÷全国の資源化量）を算出した後、民間循環利用量（全国）に当該割合を乗じ、本県における民間循環利用量（推計値）を算出。

「一般廃棄物処理実態調査」における本県の総資源化量に本県における民間循環利用量（推計値）を加えた上で再生利用率を算出したもの。

* 環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」における民間循環利用量のデータは令和4年度が最新のため、令和4年度における再生利用率を推計した。

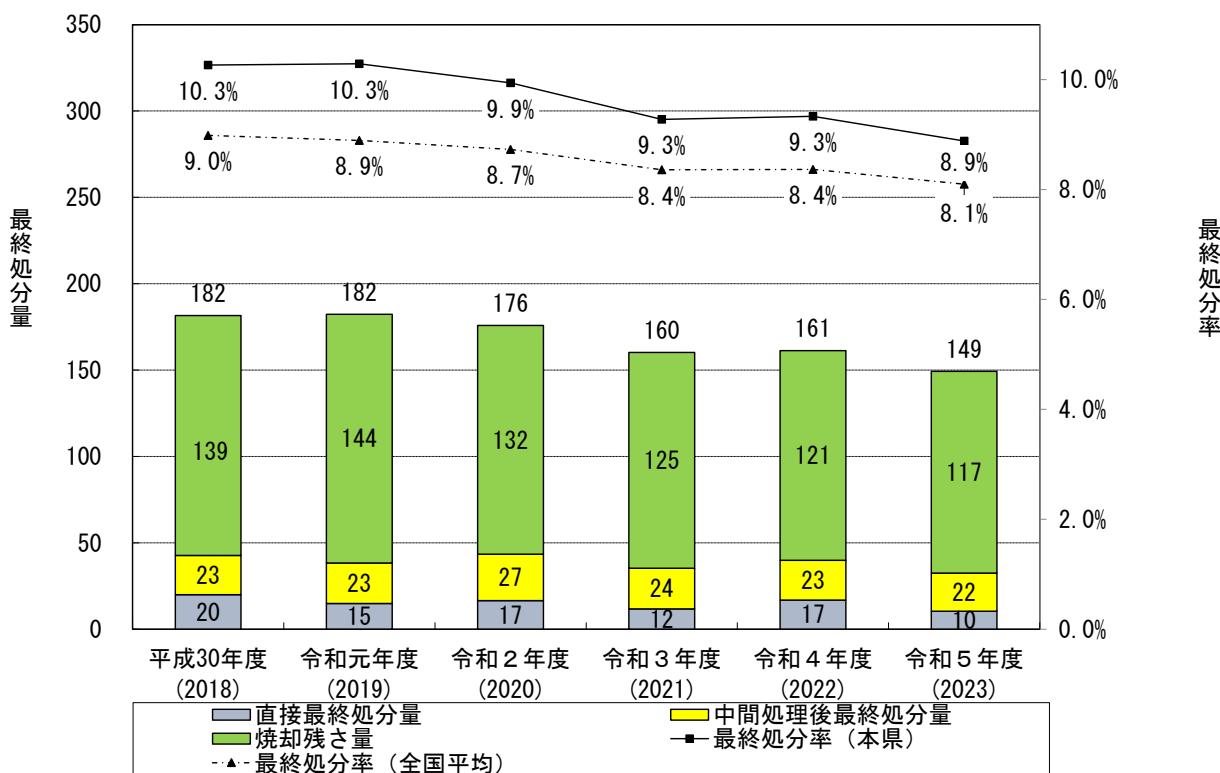
(3) 最終処分

令和5（2023）年度の本県のごみの最終処分の状況は、焼却後埋め立てられる焼却残さ量が117千t、焼却以外の中間処理後に埋め立てられる中間処理後最終処分量が22千t、中間処理されずそのまま埋め立てられる直接最終処分量が10千tの合計149千tです（図表2-11）。

平成30（2018）年度と比較すると、33千t、約18%の減少となっています。なお、令和5（2023）年度における本県のごみの最終処分率（最終処分量を総排出量で割った割合）は8.9%となり、全国平均と比較すると約1ポイント高くなっています。

ごみの最終処分量の減少は、一般廃棄物の排出量の減少によるほか、焼却等の中間処理を経ずに直接資源化されるごみの量の割合が増加したことにより焼却残さが減少したことによるものです。最終処分量のうち焼却残さ量は、平成30（2018）年度において139千tであったのに対し、令和5（2023）年度においては117千tと、22千t減少しています。

図表2-11 最終処分量の推移（福岡県）
(千t／年)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*直接最終処分量とは、中間処理をされずそのまま埋め立てられる量

*中間処理後最終処分量とは、焼却以外の中間処理後に埋め立てられる量

*焼却残さ量とは、焼却後埋め立てられる量

*最終処分率=最終処分量÷総排出量×100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

2 し尿等の排出、処理等

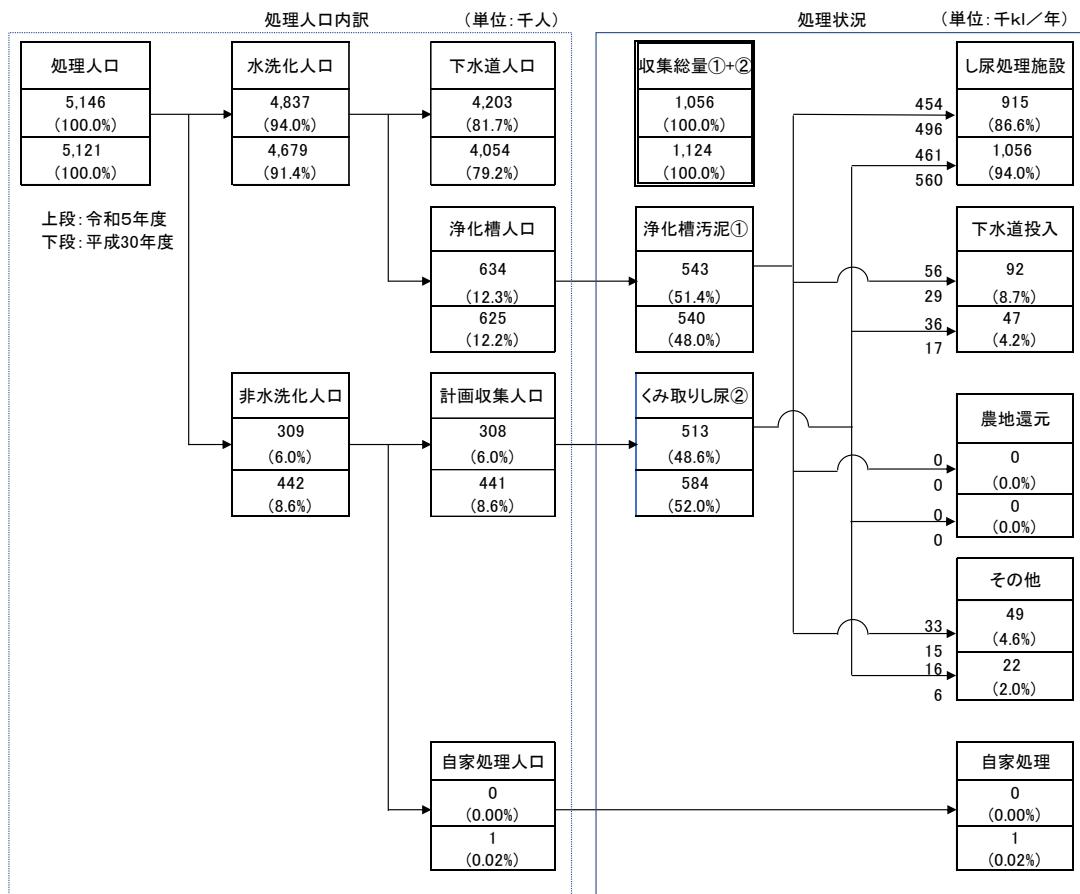
令和5（2023）年度の本県の処理人口 5,146 千人のうち、水洗化人口は 94.0%、下水道人口が 81.7%、浄化槽人口が 12.3%、非水洗化のくみ取りし尿の計画収集人口が 6.0 %となっています（図表2-12）。

下水道処理分及び自家処理分を除いた、市町村による令和5（2023）年度の収集総量は 1,056 千 k l であり、内訳は、浄化槽汚泥が 543 千 k l で 51.4%、くみ取りし尿が 513 千 k l で 48.6% となっています。

平成30（2018）年度と比較すると、下水道人口の増加に伴い、非水洗化人口が減少したため、くみ取りし尿の収集量は減少しています。

収集後の浄化槽汚泥及びくみ取りし尿は、し尿処理施設などで処理されます。

図表2-12 し尿の処理人口及び処理状況（福岡県）（令和5年度と平成30年度の比較）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

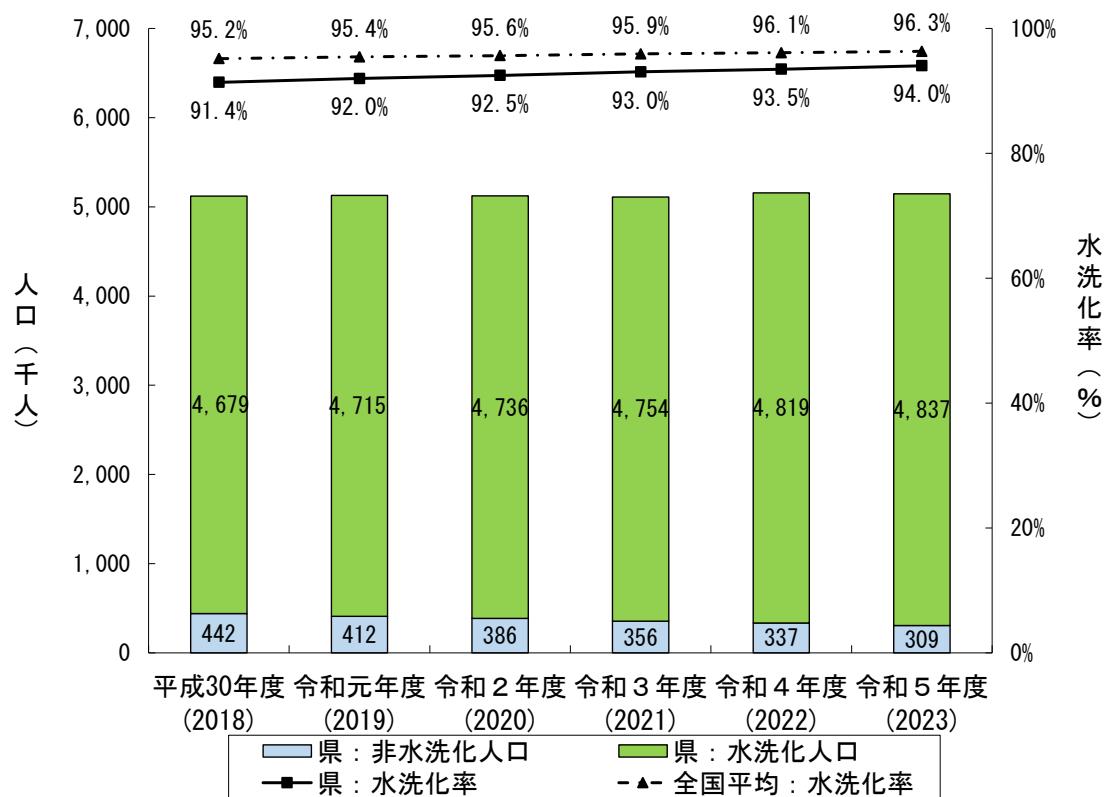
*端数処理により収支が合わない場合がある。

*浄化槽人口には、コミュニティ・プラント利用者、農業集落・漁業集落排水処理施設利用者を含む。

本県の水洗化人口は年々増加しており、令和5（2023）年度においては、4,837千人、水洗化率94.0%となっています。

なお、令和5（2023）年度における本県の水洗化率は、全国平均と比較すると約2ポイント下回っています（図表2-13）。

図表2-13 水洗化人口及び水洗化率の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

3 一般廃棄物処理施設

(1) ごみ処理施設

令和6（2024）年3月31日時点における市町村のごみ処理施設は、可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設等を合計すると69施設が稼働しており、全施設を合計した処理能力は9,211t／日となっています。

また、令和6（2024）年3月31日時点において20年以上稼動している施設は49施設あります。

(2) 最終処分場

令和6（2024）年3月31日時点における最終処分場は27施設あり、残余容量の合計は4,480千m³となっており、残余容量は令和2（2020）年と比べて約20%（1,143m³）減少しています。

各施設について、同日現在の残余容量を令和5（2023）年度の埋立実績量で今後も埋め立てる仮定した場合、残余年数が20年以上の施設は20施設あります。

(3) し尿処理施設

令和6（2024）年3月31日時点における市町村のし尿処理施設（地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）を除く）は、29施設が稼働しており、全施設を合計した処理能力は3,638k1／日となっています。

また、令和6（2024）年3月31日時点において20年以上稼動している施設は20施設あります。

4 一般廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物（ごみ）は各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に沿って処理が進められていますが、県内的一部地域において、ポイ捨てや不適正処理により散乱し、道路や河川敷へ飛散している箇所が確認されています（図表2-14）。

図表2-14 道路や河川敷にごみが散乱している様子



出典：福岡県「福岡県散乱ごみ対策事例集」

- みなとみらい処理槽（単独処理処理槽）やくみ取りにより汚水処理を行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れこんで水質汚濁の要因の一つとなっています。
- また、近年、プラスチックに係る問題として、海洋プラスチックが国際的な問題となっています。
特に、海洋プラスチックのうち、波や日光により細分化されたマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）は、生態系や海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

第2 一般廃棄物処理に関する前計画の目標の進捗状況

令和3（2021）年に策定した前回の廃棄物処理計画においては、令和7（2025）年度を目標年度として、一般廃棄物（ごみ）に関する目標を定めました。

前計画で定めた目標の進捗状況は以下のとおりです（図表2-15）。

図表2-15 前計画の目標の進捗状況（一般廃棄物（ごみ））

項目	平成30年度 実績 (基準年)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績 (対30年度比)	令和7年度 目標
総排出量 (対H30年度比)	1,769千t	1,769千t	1,727千t	1,728千t	1,681千t (-5%)	1,681千t (30年度の 5%減)
1人1日当たり の家庭系ごみ 排出量	528g	545g	533g	512g	494g (-6%)	516g
再生利用率	21.6%	21.1%	20.8%	21.8%	21.3%	22%
最終処分量 (対H30年度比)	182千t	176千t	160千t	161千t	149千t (-18%)	171千t (30年度の 6%減)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

1 総排出量

令和5（2023）年度の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は1,681千tで、令和7（2025）年度目標である1,681千t以内となっています。

2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

令和5（2023）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は494gで、令和7（2025）年度目標である516g以内となっています。

3 再生利用率

令和5（2023）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は21.3%で、令和7（2025）年度目標である22%に達していません。

4 最終処分量

令和5（2023）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は149千tで、令和7（2025）年度目標である171千t以内となっています。

第3 一般廃棄物処理の課題

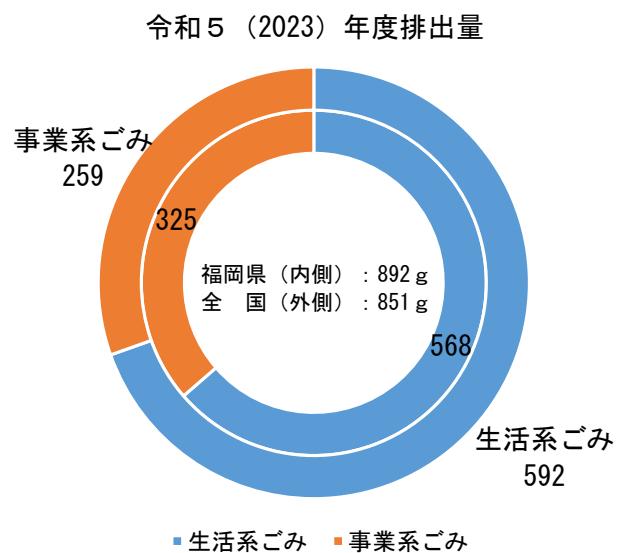
第2で整理した廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況を踏まえ、本県の廃棄物処理の課題の整理を行います。

- 本県の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、近年、減少しています。

しかし、県民1人1日当たりに換算した場合、本県の1人1日当たりのごみ排出量は全国平均より多く、特に事業系ごみについて、令和5（2023）年度で325gと、全国平均の259gより多い状況にあります（図表2-16）。

このため、飲食店や小売店における食品ロス削減や、プラスチックの使用削減などのごみの発生を抑制する取組みや、そのまま使用できるものは、再使用していくといった取組みを一層進めていく必要があります。

図表2-16 1人1日当たりのごみ（生活系+事業系）排出量の構成（福岡県及び全国）



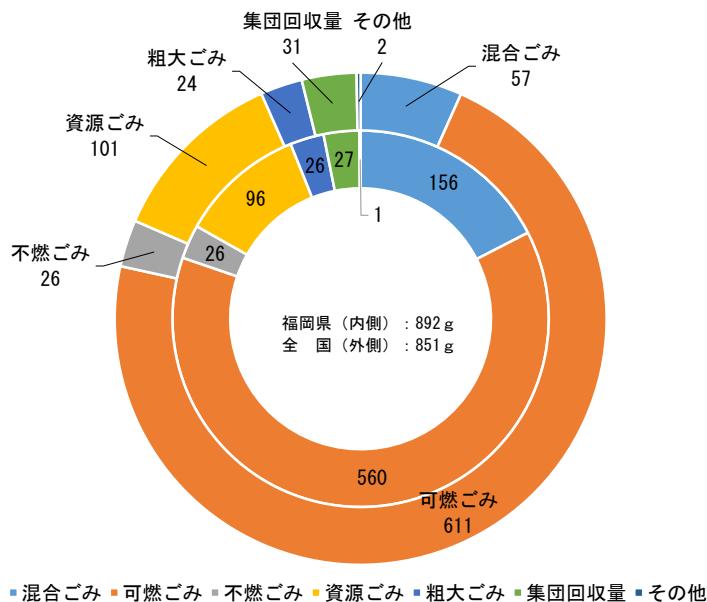
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

- 本県の資源ごみの排出量を県民1人1日当たりに換算した場合、令和5（2023）年度で96gと、全国平均の101gより少ない状況です（図表2-17）。

また本県のごみの再生利用率は、国の令和5（2023）年度の実績値（19.6%）を上回っているものの、近年は21～22%程度の横ばいで推移しています。

県内で排出されている混合ごみや可燃ごみ等の中にも資源として扱われるごみが未だ含まれている可能性があり、資源回収の取組みを更に進める必要があります。

図表2-17 1人1日当たりのごみ(生活系+事業系)排出量の品目別構成(福岡県及び全国)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

- みなと浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取りにより汚水処理を行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れこんで水質汚濁の要因の一つとなっているため、合併処理浄化槽への転換等を着実に進めることが課題となっています。
- 県内市町村の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）は、稼働年数20年以上の施設が70%以上となっており、施設の更新に向けた検討が必要となっています。
更新にあたっては、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点から、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向け、更に検討を進め、中長期的な視点で安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を推進していく必要があります（新規課題）。
- 一般廃棄物（ごみ）のポイ捨てや不適正処理（ごみステーションからの散乱、不法投棄等）は、散乱ごみとなって景観を損ねるだけでなく、河川を流れて海域へ至り海洋プラスチック汚染の一因となるなど、大きな課題となっています。
散乱ごみの発生防止には、ごみ処理に対する県民の意識の向上を図るとともに、看板による注意喚起や監視強化等、取組みの一層の充実が必要となっています。

- 海洋プラスチックなどの海岸漂着ごみは、家庭から排出される生活系ごみなどの身近なごみに起因するものが多く含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人一人が海岸漂着ごみの問題への理解を深め、ごみのポイ捨てをしない、清掃活動に参加するなどといった行動変容につなげていくことが重要です。
- 使用済リチウムイオン電池を廃棄物として処理する際に、発火して火災となる事故等が多発しています。リチウムイオン電池は多くの小型家庭用電気機器に使用されていますが、破損・変形により発熱・発火する危険性が高いことから、適切な方法で廃棄されるよう注意喚起していく必要があります（新規課題）。

第2節 産業廃棄物処理の現状及び課題

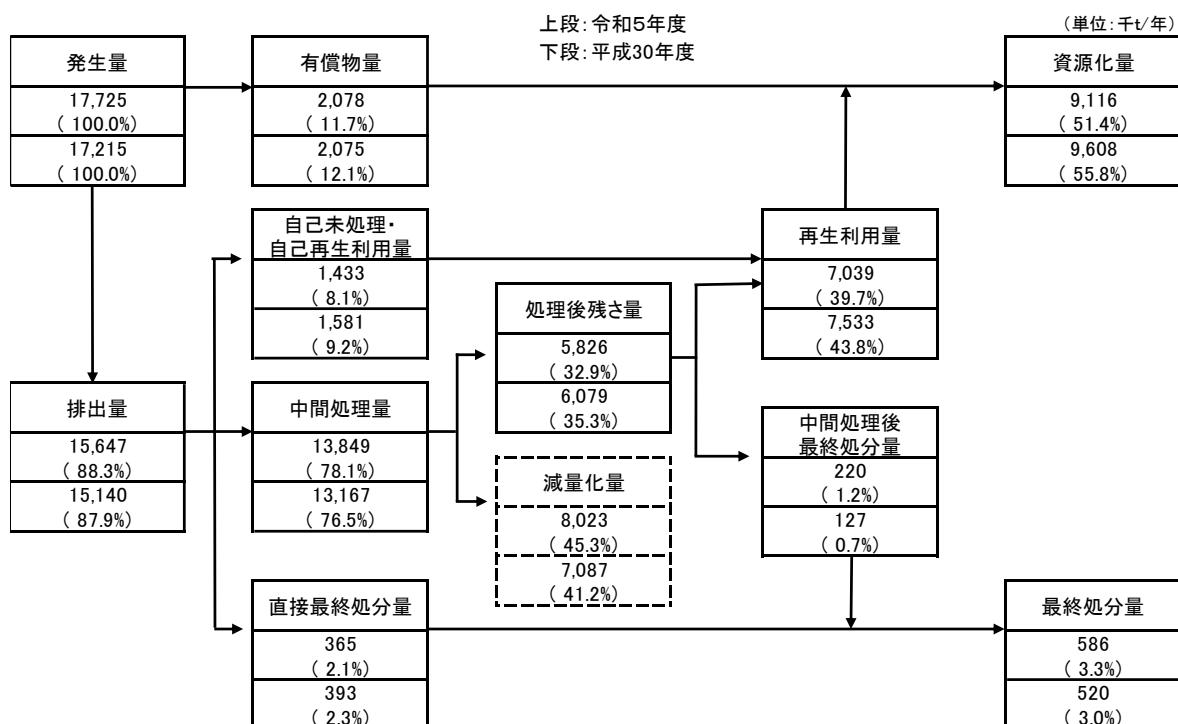
第1 産業廃棄物処理の現状

1 産業廃棄物の発生、処理及び最終処分

令和5（2023）年度の本県の産業廃棄物の発生量は17,725千t、排出量は15,647千tとなっています（図表2-18）。

処理の内訳は、肥料や建設資材、セメント原料等に再資源化された量が9,116千t（発生量比51.4%）、脱水や焼却等の中間処理により減量化された量が8,023千t（同45.3%）、最終処分量は586千t（同3.3%）となっています。

図表2-18 産業廃棄物の処理フロー（福岡県）（令和5年度と平成30年度の比較）



出典：福岡県「環境白書」等

※ 数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。

※ ()は、発生量比。

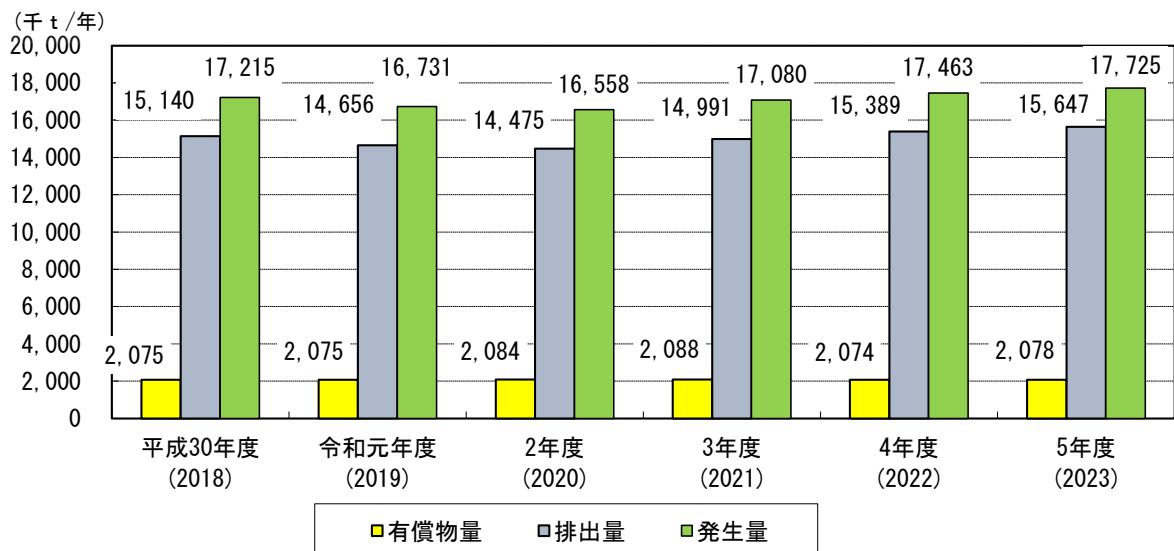
(1) 排出量

令和5（2023）年度の福岡県の産業廃棄物の排出量は、事業場内で発生した17,725千tから、中間処理されることなく他者に有償で売却された有償物量2,078千tを除いた15,647千tとなっています（図表2-19）。

産業廃棄物の排出量は、景気の影響を受けやすい傾向にあります。令和元年度以降、国内外で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の自粛が求められる状況となったことから、県内総生産は令和2（2020）年度まで減少傾向にありましたが、令和3（2021）年度以降上昇に転じており、産業廃棄物の排出量も同様の増加傾向となっています（図表2-20）。

排出量を品目別にみると、汚泥が全体の51.9%を占めており、次いで、がれき類が22.2%となっています。排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業からの排出が最も多く、続いて、製造業、建設業の順に多くなっています（図表2-21）。

図表2-19 発生量、有償物量及び排出量の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」等

*排出量＝発生量－有償物量

*有償物量…事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量

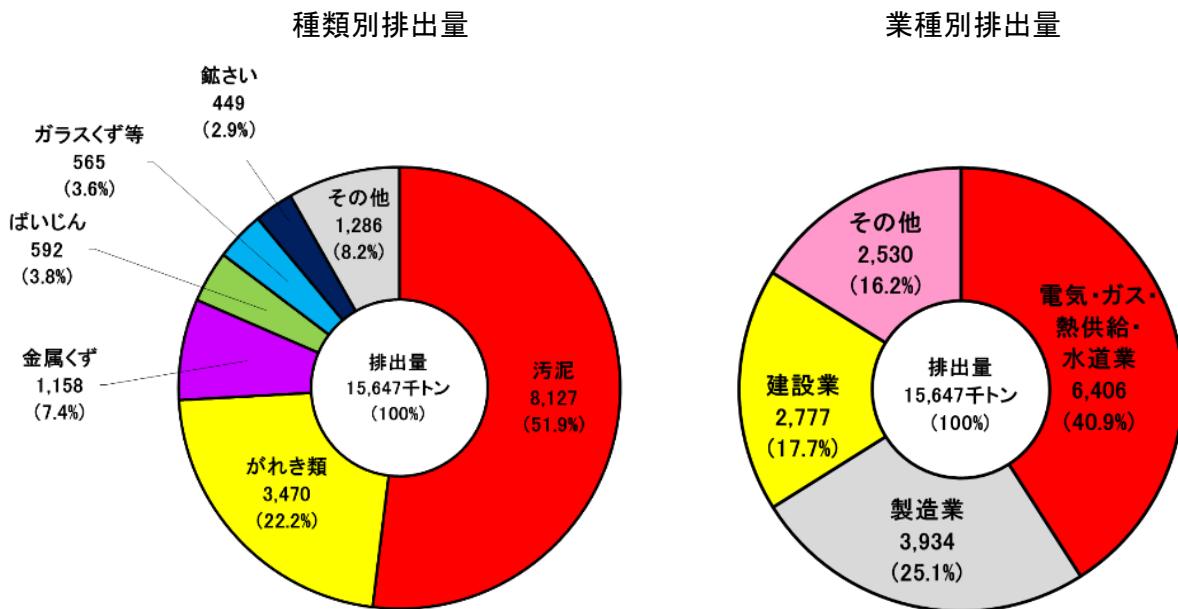
*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図表 2-20 福岡県内総生産と産業廃棄物排出量の推移

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
県内総生産(実質:連鎖方式) (百万円)	19,967,848	19,750,492	18,625,144	19,297,859	19,567,651
増減率(前年比)	—	-1.1%	-5.7%	3.6%	1.4%
産業廃棄物排出量(千t)	15,140	14,656	14,475	14,991	15,389
増減率(前年比)	—	-3.2%	-1.2%	3.6%	2.7%

出典:福岡県県民経済計算(平成23~令和4年度)、福岡県「環境白書」

図表 2-21 産業廃棄物の種類、業種別排出量(令和5年度)

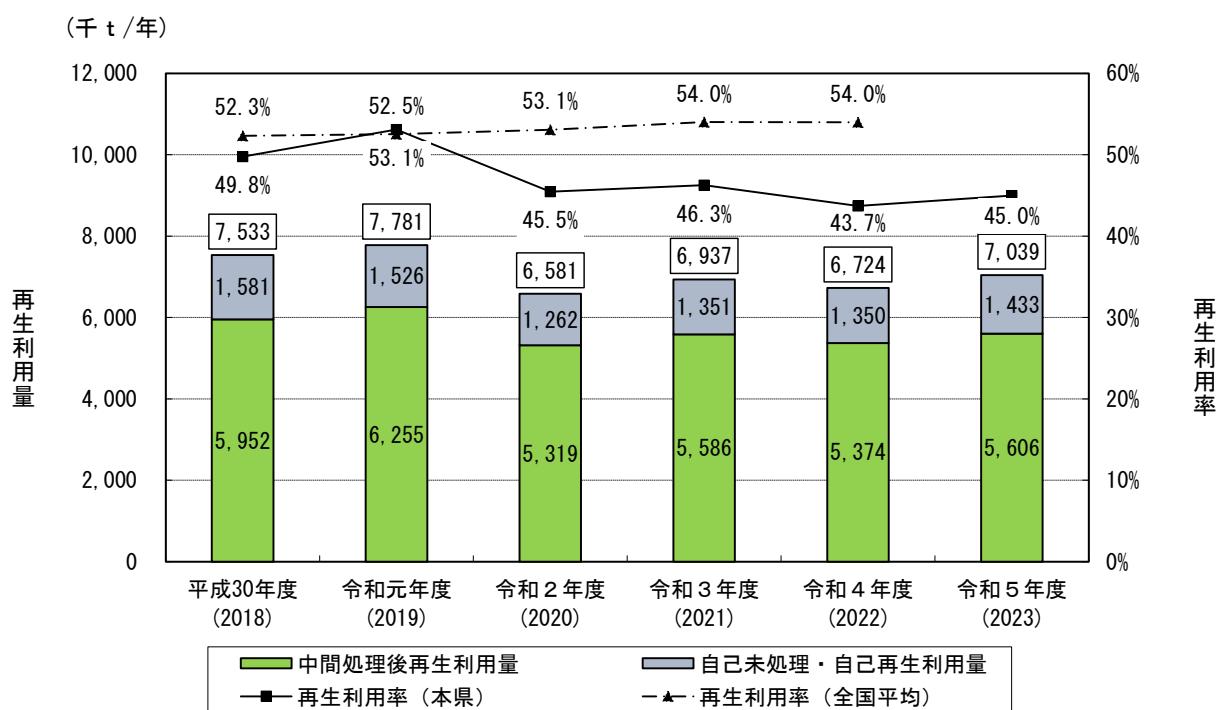


(2) 再生利用

令和5（2023）年度の本県の産業廃棄物の再生利用の状況は、焼却等の中間処理をせずに排出者が自ら再生利用したものが1,433千t、中間処理後に再生利用されたものが5,606千tの合計7,039千tが再生利用されており、排出量で割った再生利用率は45.0%となっています（図表2-22）。

なお、汚泥のみの再生利用率は6.1%、汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率は87.0%となっています（図表2-23、2-24）。

図表2-22 再生利用量及び再生利用率の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

* 再生利用量 = 中間処理後再生利用量 + 自己未処理・自己再生利用量

* 中間処理後再生利用量…焼却等の中間処理の後に再生利用された量

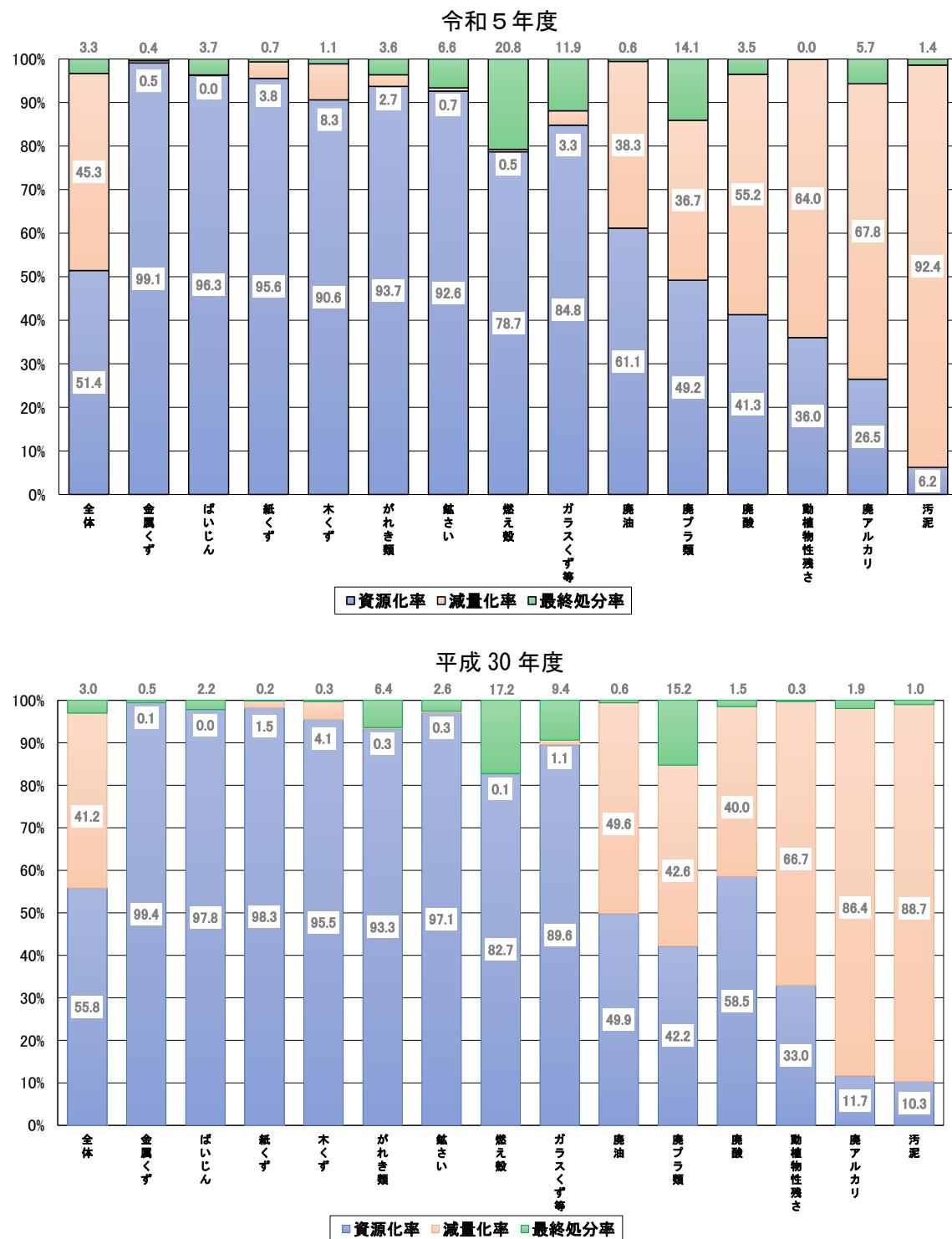
* 自己未処理・自己再生利用量…中間処理をせずに排出者が自ら再生利用した量

* 再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量 × 100

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

* 全国の排出量等実績は令和4（2022）年度が最新値

図表2-23 主な産業廃棄物の種類別資源化率、減量化率、最終処分率



出典：福岡県「環境白書」

* 資源化率 = 資源化量 ÷ 発生量 × 100

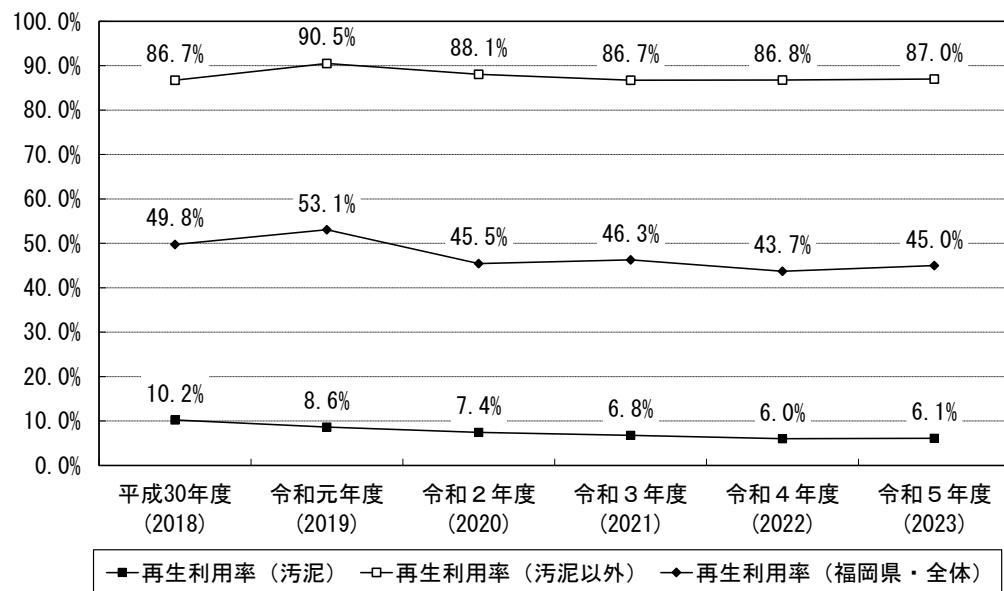
* 減量化率 = 減量化量 ÷ 発生量 × 100

= (発生量 - 資源化量 - 最終処分量) ÷ 発生量 × 100

* 最終処分率 = 最終処分量 ÷ 発生量 × 100

* 数値については、端数処理のため、合計値が100%とならない場合がある。

図表2-24 産業廃棄物の再生利用率の推移（福岡県）

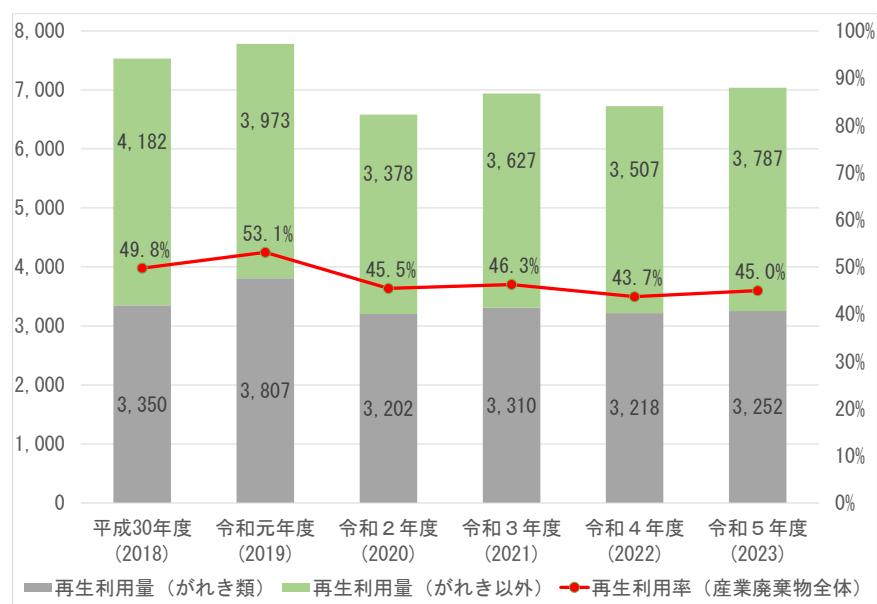


出典：福岡県「環境白書」等

*再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量 × 100
= 再生利用量 ÷ (発生量 - 有償物量) × 100

再生利用率は、主に路盤材として再生利用され、本県の再生利用量の約50%を占めているがれき類が平成30（2018）年度と比べ排出量・再生利用量ともに減少し、産業廃棄物全体での再生利用量の減少につながったため、低下したものと推測されています（図表2-25）。

図表2-25 再生利用量（がれき類）と再生利用率の推移



出典：福岡県「環境白書」等

なお再生利用率と別に、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月改正）においては、産業廃棄物の出口側の循環利用率約37%が令和12（2030）年度の目標値として設定されています。

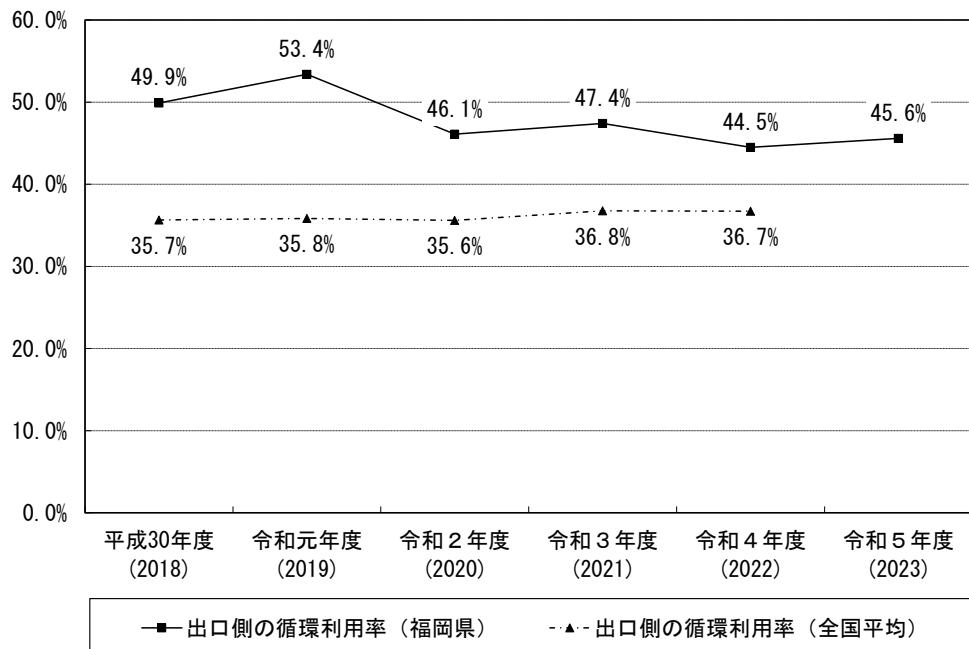
産業廃棄物の出口側の循環利用率…産業廃棄物の循環利用量÷産業廃棄物の排出量×100

循環利用量…再生利用量+（金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化量）－動物のふん尿の直接再生利用量

*動物のふん尿のうち何らかの処理をされることなく農地に還元されている量は自然還元量と定義し、循環利用量に含めない。

本県の産業廃棄物の出口側の循環利用率は、令和5（2023）年度時点で45.6%であり、既に国が定める令和12（2030）年度の目標値を達成しています（図表2-26）。

図表2-26 産業廃棄物の出口側の循環利用率（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

*産業廃棄物の出口側の循環利用率…産業廃棄物の循環利用量÷産業廃棄物の排出量×100

*循環利用量…再生利用量+（金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化量）－動物のふん尿の直接再生利用量

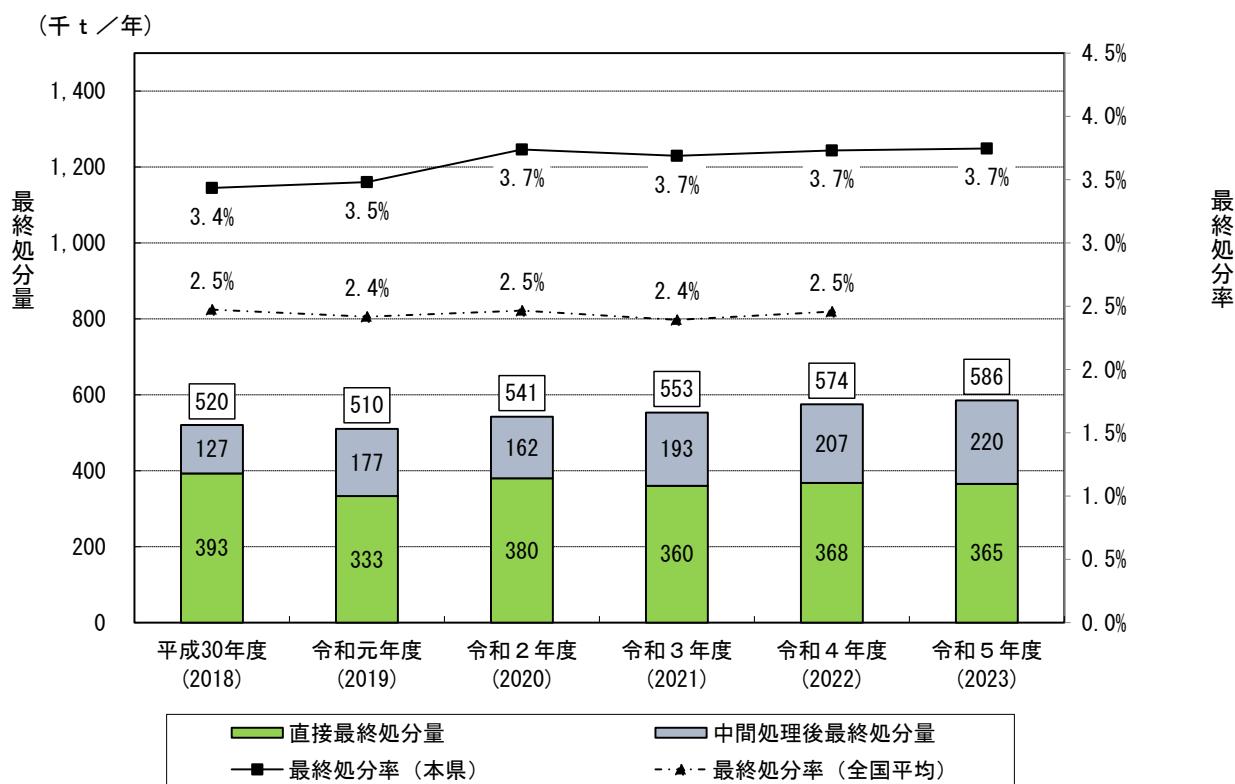
*全国の排出量等実績は令和4（2022）年度が最新値

(3) 最終処分

令和5（2023）年度の本県の産業廃棄物の最終処分の状況は、焼却や破碎等の中間処理後に埋め立てられる中間処理後最終処分量 220 千t、中間処理をせずそのまま埋め立てられる直接最終処分量 365 千t の合計 586 千t が最終処分されており、排出量で割った最終処分率は 3.7% となっています（図表 2-27）。

最終処分量は、令和元年（2019）年度以降、最終処分量は増加傾向にあり、令和5（2023）年度は平成30（2018）年度と比較して、66千t、約13%の増加となっています。令和5（2023）年度は特にがれき類の最終処分量が増加しており、これは県内における大規模工事（大規模建設工事や駅・鉄道関係工事等）の増加の影響によるものと推定されます。

図表 2-27 最終処分量の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

*最終処分量 = 直接最終処分量 + 中間処理後最終処分量

*最終処分率 = 最終処分量 ÷ 排出量 × 100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

*全国の排出量等実績は令和4（2022）年度が最新値

2 産業廃棄物処理施設

(1) 産業廃棄物処理施設の数

本県内の産業廃棄物処理施設は、819 施設となっています（図表 2-28）。

図表 2-28 産業廃棄物処理施設の設置状況（福岡県）

（令和7年3月31日現在）

施設の種類	許可件数					
	福岡県域	北九州市	福岡市	久留米市	合計	
汚泥	脱水施設	44	30	15	13	102
	乾燥施設	3	4	0	0	7
	焼却施設	4	19	0	1	24
廃油	油水分離施設	5	10	0	1	16
	焼却施設	5	18	1	1	25
廃酸・廃アルカリの中和施設	1	5	0	0	6	
廃プラスチック類	破碎施設	25	58	5	4	92
	焼却施設	9	20	2	2	33
木くず・がれき類の破碎施設	171	132	27	91	421	
有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	1	0	0	1	
水銀等を含む汚泥のばい焼施設	0	1	0	0	1	
廃水銀等の硫化施設	0	0	0	0	0	
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設	1	9	0	0	10	
廃石綿、石綿含有産業廃棄物の溶融施設	0	1	0	0	1	
その他の産業廃棄物の焼却施設	7	18	2	1	28	
P C B	焼却施設	0	0	0	0	0
	分解施設	0	3	0	0	3
	洗浄・分離施設	0	1	0	0	1
最終処分場	遮断型	1	0	0	0	1
	安定型	21	4	4	1	30
	管理型	11	5	1	0	17
計	308	339	57	115	819	

*廃棄物処理法施行令第7条に掲げる施設（施設設置許可を要する施設）のみを計上している。

*福岡県域…廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除されたため、福岡県域に含んで計上している。

(2) 最終処分場の残余容量

本県内の安定型最終処分場の令和6（2024）年3月31日時点の残余容量は1,703千m³、令和5（2023）年度の埋立実績は223千m³であり、8年程度の残余年数があります。

また、管理型最終処分場の令和6（2024）年3月31日時点の残余容量は12,469千m³、令和5（2023）年度の埋立実績は850千m³であり、15年程度の残余年数があります（図表2-29）。

図表2-29 最終処分場の残余容量（福岡県）

（令和6年3月31日時点）（単位：千m³）

施設の種類		地域	福岡県域	北九州市	福岡市	久留米市	合計
遮断型最終処分場	残余容量		0	—	—	—	0
	令和5年度埋立実績		0	—	—	—	0
安定型最終処分場	残余容量		645	984	71	2	1,703
	令和5年度埋立実績		142	32	49	0	223
管理型最終処分場	残余容量		393	12,076	—	—	12,469
	令和5年度埋立実績		12	838	—	—	850
合計	残余容量		1,039	13,060	71	2	14,172
	令和5年度埋立実績		155	870	49	0	1,074

*福岡県域…廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除されたため、福岡県域に含んで計上している。

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

3 不適正処理の状況

本県における産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、発生件数が減少してはいるものの、依然として発生しており、住民の処理業者等への不信感や生活環境の汚染に対する不安の声は未だ消えておりません（図表2-30）。

本県では、不適正処理の未然防止や早期是正のため、排出事業者・処理業者に対する監視指導を強化し、適正処理の徹底を図っています。

また、最終処分場や焼却施設については、重点監視対象施設として監視を実施し、処分場等の安全、適正な管理に向けた指導に努めています。

（1）排出事業者に対する監視指導

排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、更には排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備及び処理施設の適正管理を指導しています。

（2）処理業者に対する監視指導

産業廃棄物処理業者は、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守及び処理施設の適切な管理による産業廃棄物の適正処理を指導しています。

（3）不法投棄防止のための監視

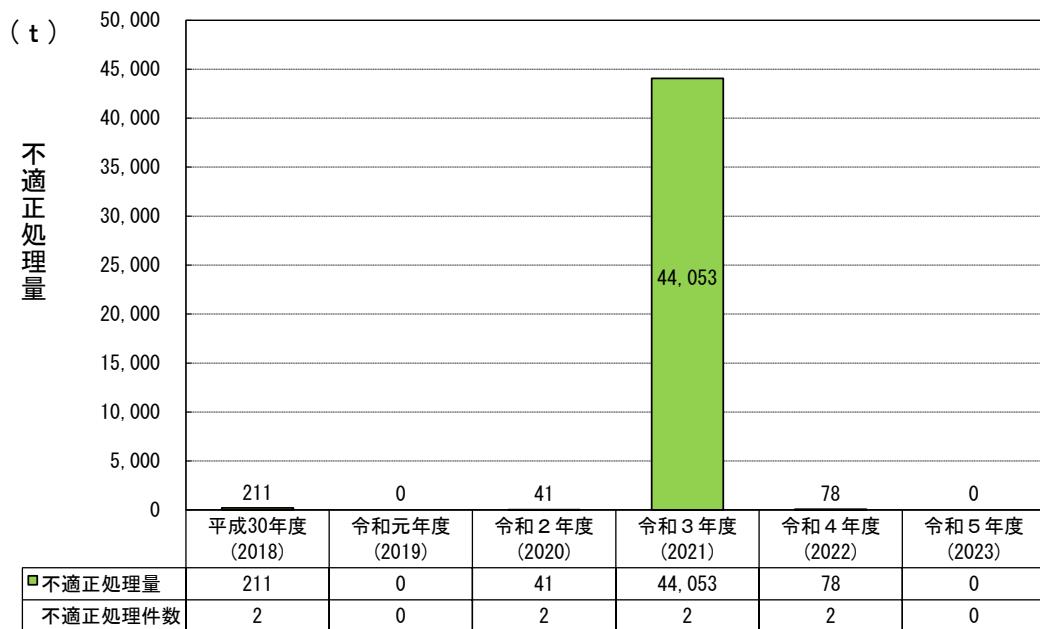
廃棄物の不法投棄防止に関する監視と情報交換を目的として、平成6（1994）年3月に福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置するとともに、県内地域ごとに政令市（廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市）又は県保健福祉環境事務所を中心として警察署及び市町村等で構成する地域連絡協議会を設置しており、この協議会を中心に不法投棄監視体制の整備を進めています。

また、県内の市町村では、不法投棄の疑いがある情報を地域住民から収集する不法処理防止推進員制度の整備が進められています。

（4）立入検査と行政処分

本県では、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法等に基づき、処理業者や処理施設等への立入検査を実施しており、廃棄物処理法に違反する処理等が行われた場合には、改善命令、措置命令、業の停止、業許可の取消し等の行政処分を行っています（図表2-31）。

図表 2-30 産業廃棄物不法投棄等不適正処理事例の推移（福岡県）

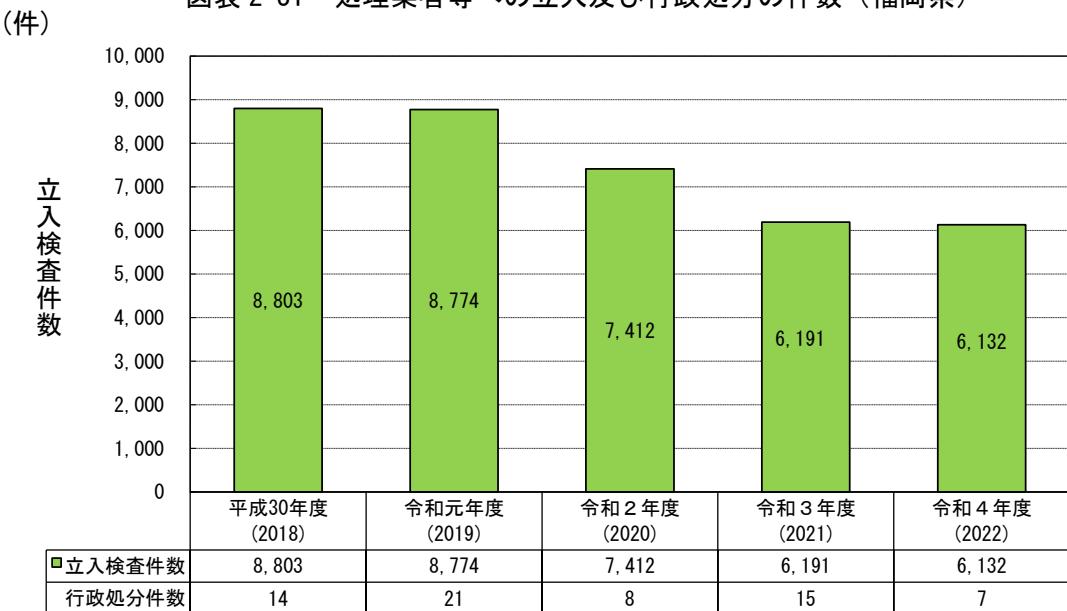


出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」

* 1件あたり10t以上の不法投棄など不適正処理を計上

* 令和3年度は、過去から継続している不適正処理事案を計上した量(41,303t)を含む

図表 2-31 処理業者等への立入及び行政処分の件数（福岡県）



出典：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」

第2 産業廃棄物に関する前計画の目標の進捗状況

令和3（2021）年に策定した前回の廃棄物処理計画においては、令和7（2025）年度を目標年度として、産業廃棄物に関する目標を定めました。

前計画で定めた目標の進捗状況は、以下のとおりです（図表2-32）。

図表2-32 前計画の目標の進捗状況（産業廃棄物）

項目	平成30年度 実績 (基準年)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績 (対30年度比)	令和7年度 目標
排出量	15,140千t	14,475千t	14,991千t	15,389千t	15,647千t (+3.3%)	15,291千t (30年度の 1%増以内)
再生利用率	汚泥	10.2%	7.4%	6.8%	6.0%	6.1%
	汚泥以外	86.7%	88.1%	86.7%	86.8%	87.0%
最終処分量	520千t	541千t	553千t	574千t	586千t (+12.7%)	526千t (30年度の 1%増以内)

出典：福岡県「環境白書」等

*排出量=発生量-有償物量

有償物量とは、中間処理されることなく、事業場から直接有償で売却されたもの。

*再生利用率=再生利用量÷排出量×100

*最終処分量=直接最終処分量+中間処理後最終処分量

1 排出量

令和5（2023）年度の本県の産業廃棄物の排出量は15,647千tで、令和7（2025）年度目標である15,291千tを超過しています。

2 再生利用率

令和5（2023）年度の本県の産業廃棄物の再生利用率は、汚泥については6.1%で、令和7（2025）年度目標である10%に達しておらず、また汚泥以外の産業廃棄物についても87.0%で、令和7（2025）年度目標である90%に達していません。

3 最終処分量

令和5（2023）年度の本県の産業廃棄物の最終処分量は586千tで、令和7（2025）年度目標である526千tを超過しています。

第3 産業廃棄物処理の課題

第2で整理した廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況を踏まえ、本県の廃棄物処理の課題の整理を行います。

- 本県の産業廃棄物の排出量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までは減少していましたが、令和3（2021）年度以降増加傾向になっています。一方、再生利用率は令和2（2020）年度以降横ばいで推移しており、その結果、産業廃棄物の最終処分量が増加傾向となっています。

資源の循環利用を促進して廃棄物の最終処分を抑制するために、産業廃棄物を多量に排出する事業者への指導を行うとともに、今後大量に発生することが見込まれる廃棄物（廃棄太陽光発電パネルや電気自動車（EV）の使用済バッテリー等）のリユース・リサイクル体制の構築の促進等の取組みを推進していく必要があります。

- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理は、一旦発生すると環境に及ぼす影響が大きく、原状回復にも多大な時間と労力を要することから、監視指導に係る取組みの一層の充実や強化が必要となっています。

- 使用済家電製品等の雑品スクラップを多量に保管する事業者が増加しています。雑品スクラップは、有価で取り引きされ廃棄物に該当しないケースも多くありますが、環境保全措置が十分に講じられないまま保管や処分が行われた場合、火災の発生や騒音、振動、油の流出などの生活環境保全上の支障が生じるおそれがあります。現に、県内の雑品スクラップ事業場において、火災の発生や油の流出等が確認されており、重要な課題となっています。

このため、関係機関が連携してパトロールを実施するとともに、不適正な取扱いを把握した場合には、早期の改善指導を実施する必要があります（新規課題）。

第3節 災害廃棄物処理の現状及び課題

第1 災害廃棄物処理の現状

- 本県では「平成29年7月九州北部豪雨」の発生以降、毎年のように大雨による災害が発生しており、発災の度に多量の災害廃棄物が発生しています（図表2-33）。
- 県内市町村においては、概ね災害廃棄物処理計画が策定されておりますが、その計画を実際に運用する人材育成のための研修の実施率は、約17%に留まっています。

図表2-33 本県における災害廃棄物の排出状況

	災害廃棄物 排出量（t）	主な発生自治体 (排出量500t超の自治体)
H30	29,197	朝倉市（25,214t）、北九州市（2,221t）、久留米市（919t）、嘉麻市（719t）
R1	6,764	北九州市（5,659t）、朝倉市（857t）
R2	8,679	大牟田市（7,069t）、久留米市（857t）、大刀洗町（587t）
R3	6,449	大牟田市（5,576t）
R4	190	
R5	10,046	久留米市（4,724t）、うきは市（2,352t）、朝倉市（2,017t）

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

第2 災害廃棄物処理の課題

- 発災の度に多量の災害廃棄物が発生している現状から、引き続き市町村や関係団体等との連携を図るとともに、市町村においては、災害廃棄物が発生した場合に対応できるよう人材の育成やマニュアル整備を進めることが必要です（新規課題）。
- 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、地域の核となる一般廃棄物処理施設において、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等により、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保することが必要です。
- 災害廃棄物の迅速な処理のためには災害廃棄物の広域処理が重要となることから、災害時の広域的な廃棄物処理体制を確保することが重要です。

第4節 環境意識の醸成に向けた現状と課題

第1 環境意識の現状

- 廃棄物の発生抑制や再生利用の推進に向けた分別回収への協力、ポイ捨て等の不適正処理を抑制し、持続可能な社会を実現するためには、県民一人一人の意識を向上させることが不可欠です。
- 本県が県民を対象に実施している、環境分野全般のモニターアンケート調査においては、約50%の人が「ごみが正しく管理・処理されていること」に現状満足していると回答した一方で、不安・不満に感じている事項の調査では「モノや資源が大切に使われず、ごみが多いことや資源が無駄遣いされていること」が約29%を占め選択肢の中で最多回答となっており、依然として県民が廃棄物やリサイクルに関する問題意識を感じている現状があります。

第2 環境意識の醸成に向けた課題

- 持続可能な社会を実現するためには、環境教育や環境学習を通じて、地域の環境に関する課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりが必要となります。
特に、これからの中の社会を担うこどもたちへの環境教育は非常に重要です。
- 効果的な人づくりを進めるためには、県民、NPO、事業者、行政等の多様な主体がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが必要となります。
- また多様な主体が連携して環境啓発イベントやキャンペーンを行い、活動を通じて県民一人一人の環境意識の向上を図れる場を提供していくことも必要です。

第3章 廃棄物処理の基本方針

第2章で整理した廃棄物処理の現状及び課題を踏まえ、これらの課題を解決するための今後の基本方針として、次の3つを定めます。

本計画の基本方針

- I 資源循環の促進
- II 廃棄物の適正処理の確保
- III 災害廃棄物対策

基本方針 I 資源循環の促進

資源を有効に利用するためには、廃棄物の発生抑制〔Reduce（リデュース）〕、再使用〔Reuse（リユース）〕、再生利用〔Recycle（リサイクル）〕（3R）を進める必要があります。特に、再生利用〔Recycle（リサイクル）〕に比べて、環境負荷削減効果が大きい廃棄物の発生抑制〔Reduce（リデュース）〕と再使用〔Reuse（リユース）〕の2Rの取組を優先的に進める必要があります。

また、容器包装、家電、食品などの個別リサイクル法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法などの各種法制度に基づき3Rを推進するとともに、リサイクル製品やバイオマスの利活用を促進していきます。

さらに、福岡県リサイクル総合研究事業化センターと連携し、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術や分別回収等の社会システムの開発及び実用化を産学官民の連携により推進していきます。

1 廃棄物の減量化

(1) 県民・事業者への啓発と行動変容の促進

食品ロス削減県民運動やワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック代替品の利用促進への支援等を通じて、県民・事業者の意識啓発及び行動様式の変容を促しています。

(2) 産業廃棄物排出事業者への指導・支援

産業廃棄物を多量に排出する事業者への指導や農業用廃プラスチックの処理に関する啓発を行い、廃棄物の発生抑制、再使用の取組みを優先的に進めています。

2 再生利用の促進

(1) 各種リサイクル法に基づくリサイクルの推進

自動車や建設廃棄物等、個別の法令によりリサイクルが義務付けられているものについては、その処理が円滑に行われるよう法の適正な執行に努めていきます。

(2) 産学官民の連携による取組の推進

福岡県リサイクル総合研究事業化センターを中心として、産学官民の交流を活性化し、各機関の連携による新たなリサイクルシステムの構築や事業化を支援することで、循環型社会構築に向けた課題解決に努めていきます。

(3) 資源循環型社会の構築

今後大きな課題となることが予想される太陽光発電パネルや電気自動車用バッテリー等のリサイクルについて、県主導でシステム構築を進めていきます。

3 資源を大切にする取組への参加促進

(1) 県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援

地域の学校やNPO等が行う3Rの推進等の活動支援を行うとともに、環境分野における功労者への県知事表彰等を通じて、環境意識の醸成及び人づくりの推進を図っていきます。

(2) 市町村との連携

市町村が担う一般廃棄物処理事業への技術的助言を行うとともに、市民向け啓発イベントを市町村と連携して開催する等、県と市町村が一体となって廃棄物処理行政の推進に取り組んでいきます。

(3) 環境教育・学習の推進

県内の学校において、環境問題に関する学習の時間を通して、環境教育の推進に取り組んでいきます。

(4) 廃棄物に関する県民意識の向上

県主催の環境月間イベントや各種キャンペーン活動等の啓発事業の実施や、県ホームページによる情報発信を通じて、県民一人一人の廃棄物に関する意識の向上に取り組んでいきます。

基本方針Ⅱ 廃棄物の適正処理の確保

一般廃棄物については、市町村に処理責任があります。県では市町村の責務が十分果たされるように技術的助言を実施していきます。

産業廃棄物については、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、県ではその適正処理の徹底のため、必要な指導監督を実施し、厳格に法を執行していきます。

また、海洋ごみ問題の解決に向け、沿岸市町村との連携強化、清掃活動の一層の促進等を実施していきます。

1 一般廃棄物の適正処理の確保

(1) 一般廃棄物処理体制の整備

一般廃棄物処理施設の整備及び維持管理が適正に実施されるように情報提供や技術的助言を行っていきます。

また、ごみの収集車両や処理施設において多発しているリチウムイオン電池由来の火災に対し、市町村の取組みを支援してリチウムイオン電池の危険性や適切な処理方法の県民への周知を図るとともに、必要に応じて県から国へ必要な措置を要望していきます。

(2) 淨化槽の整備促進

下水道が未整備又は整備困難な地域における生活排水対策のため、市町村による浄化槽整備事業を支援していきます。

(3) ごみ散乱防止対策の推進

県条例に基づき設定した「環境美化の日」を中心に、市町村に一斉美化活動を呼びかける等、ごみ散乱防止対策に取り組みます。

(4) 海洋ごみに関する対策の推進

県主体で海岸清掃イベントや海岸漂着ごみの組成調査を行うとともに、県と関係市町村で連絡会議を開催し、連携して海岸環境保全に取り組んでいきます。

(5) ごみ処理広域化・集約化の推進

ごみ処理施設の老朽化に対応し持続可能なごみ処理体制を構築するため、県が主導して県内市町村におけるごみ処理の広域化・集約化を進めています。

2 産業廃棄物の適正処理の確保

(1) 適正処理に向けた啓発・研修

県主催の産業廃棄物処理業者講習会や、排出事業者が開催する研修会への講師派遣を行うことにより、関係者へ法令の周知徹底を図ります。

(2) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止

排出事業者や処理業者への立入検査・監視指導を効率的・効果的に行うことにより、不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。

(3) 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物処理施設の設置に際し、県条例の手続きを通じて周辺住民との合意形成を図り紛争を予防するとともに、先導性を有し、リサイクル効果の高い施設の導入への補助事業を行うことで、産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図ります。

(4) 優良な産廃処理業者の育成

遵法性や事業の透明性、財務体質の健全性などが高い処理業者を優良産廃処理業者として認定する制度の運用を通じ、優良業者への処理を促し産業廃棄物の処理の適正化を図ります。

3 PCB廃棄物の適正処理の確保

県内に保管されているPCB廃棄物について、確実かつ適正な処分がなされるよう保管事業者に対して指導していきます。

4 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の確保

(1) 有害物質を含む廃棄物の適正処理の確保

アスベスト、水銀等の有害物質を含む廃棄物や、感染性を有する廃棄物については、国が定めるガイドライン等に沿って環境負荷を生じないよう適正な処理を指導していきます。

(2) 有害使用済機器の適正保管等の確保

法令で規定されている有害使用済機器を保管・処理する事業者については、法の定める手続きの実施や適正保管等について指導していきます。

(3) 不適正ヤード問題への対応

雑品スクラップを有価で取り扱う事業者について苦情や相談等があった場合には、現地調査を行って廃棄物の取扱いの有無を確認し、廃棄物があった場合は取扱いの中止や適正処理等を指導していきます。

基本方針Ⅲ 災害廃棄物対策

災害の規模・状況に応じて的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。

1 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 市町村への支援

市町村が原則として処理責任を負う災害廃棄物を、適正迅速に処理する体制を整備するため、市町村の災害廃棄物処理計画策定・改定の支援や、担当職員に対する研修等の人材育成に対する支援を行います。

(2) 産業廃棄物処理施設の活用

民間の処理施設の情報把握と最大限の活用、必要に応じた仮設施設の設置などにより、災害時の廃棄物処理のための迅速かつ円滑な処理体制を確保します。

2 災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化

(1) 処理支援体制の整備

民間事業者団体との間で災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結し、協力支援体制を構築し、平常時にも協力体制整備のため、情報共有や連携に努めます。

(2) 広域的な処理体制の整備

九州・山口の9県と災害廃棄物処理の相互支援協定を締結し、県内外の災害時に発生する廃棄物の広域処理を支援・協力する体制を構築し、連携を強化します。

第4章 目標の設定

第1節 廃棄物の減量化等の目標の設定の考え方

本章では、本計画の対象期間（令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで）における目標を定めます。

本計画の目標の設定において参考となる「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、以下「国的基本方針」という。）は、令和5（2023）年6月30日に、前回変更（平成28年改正）以降の廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、所要の変更が行われました。また、令和7年（2025）年2月18日には「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6（2024）年8月閣議決定）において示された令和12（2030）年度目標値と整合させる形で、指標項目及び目標値の改定が行われています（図表4-1）。

本章では、国的基本方針を参考にしながら、本県の廃棄物処理の現状や廃棄物の特性に応じ、資源の循環利用や減量化等の目標設定を行うこととします。

図表4-1 国の基本方針における指標・数値目標（抜粋）

指標		令和12（2030）年度数値目標
一般廃棄物	一般廃棄物の総排出量	令和4（2022）年度比約9%減
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約478g
	一般廃棄物の再生利用量の割合	出口側の循環利用率 約26%
	1人1日当たりごみ焼却量	約580g
	一般廃棄物の最終処分量	令和4（2022）年度比約5%減
産業廃棄物	産業廃棄物の排出量	令和4（2022）年度比約1%増加に抑制
	産業廃棄物の再生利用量の割合	出口側の循環利用率 約37%
	産業廃棄物の最終処分量	令和4（2022）年度比約10%減

- 出口側の循環利用率（一般廃棄物）

$$\text{(出口側の循環利用率)} = (\text{循環利用量}) \div \{ (\text{ごみの総処理量}) + (\text{集団回収量}) \} \times 100$$

$$\text{(循環利用量)} = (\text{直接資源化量}) + (\text{中間処理後資源化量}) + (\text{集団回収量})$$

- 出口側の循環利用率（産業廃棄物）

$$\text{(出口側の循環利用率)} = (\text{循環利用量}) \div (\text{排出量}) \times 100$$

$$\text{(循環利用量)} = (\text{再生利用量}) + (\text{金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化}) - (\text{動物のふん尿の直接再生利用量})$$

第2節 廃棄物の減量化等の目標

第1 廃棄物の再生利用の促進

1 現状

- 一般廃棄物の総排出量については、近年は概ね減少傾向にあり、1人1日当たりの排出量についても、それに伴い減少傾向が見られます。
- 一般廃棄物の再生利用率（排出量比）については、概ね21%前後で推移しており、全国平均を上回っている状況が続いています。
- 産業廃棄物については、令和元年度以降、国内外で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の自粛が求められる状況となったことから、産業廃棄物の総排出量も減少傾向にありましたが、令和3（2021）年度以降の経済活動の再開に伴い増加に転じており、近年は増加傾向にあります。
- 産業廃棄物の再生利用率（排出量比）については45%前後で推移しており、概ね全国平均を下回っている状況です。再生利用率は年度により多少の変動が見られますが、これは本県の再生利用量の約50%を占めているがれき類の排出量の増減の影響を受け、再生利用量が変動することによるものです。
- なお、県が前計画において目標値として設定していた再生利用率と別に、国の廃棄物処理法基本方針（令和7年2月改正）においては、産業廃棄物の出口側の循環利用率が指標として用いられています。本指標については、全国平均を上回っている状況が続いています。

2 設定する目標

廃棄物の再生利用の取組みについて、全国平均を上回る水準を維持するとともに、更なる再生利用率向上に向け、新たなリサイクル技術開発の支援を行うことを推進するため、以下の目標を設定します。

- 一般廃棄物の出口側の循環利用率が国の目標水準を上回ること
- 産業廃棄物の出口側の循環利用率が県の現状の水準を上回ること

3 評価の方針

2の目標について、以下により達成状況を評価することとします（図表4-2、4-3）。

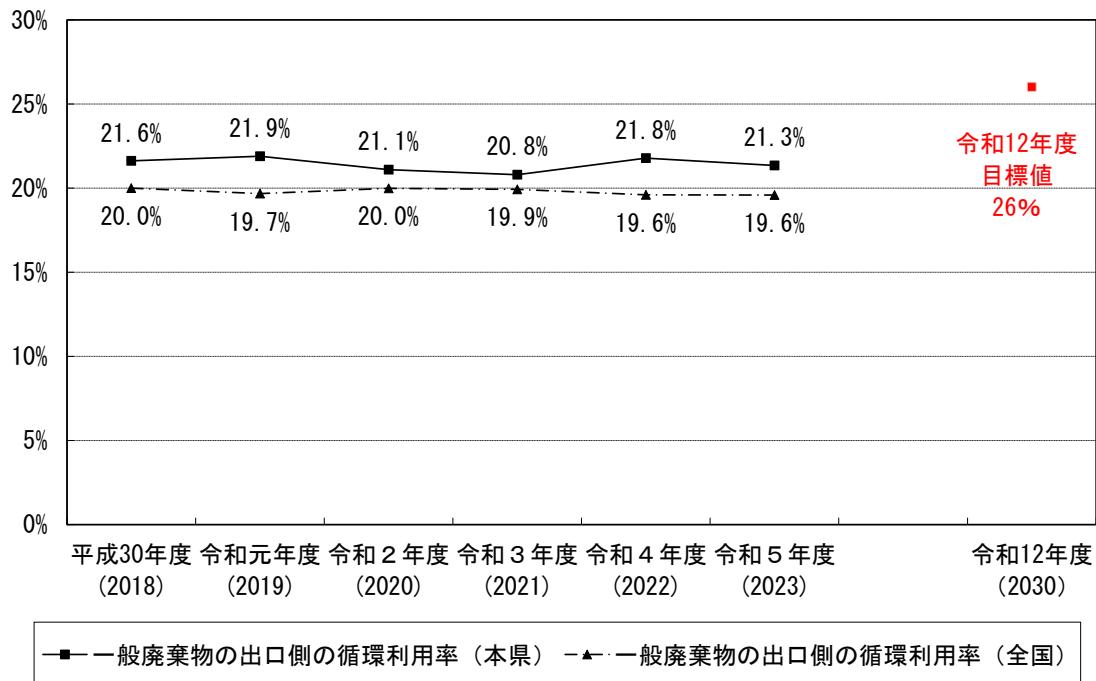
- 目標年度（令和12年度）の一般廃棄物の出口側の循環利用率が、国の目標値以上となること（目標値：26%）
- 目標年度（令和12年度）の産業廃棄物の出口側の循環利用率が、県の基準年度（令和7年度）の数値以上となること（目標値：46%）

4 参考となる指標

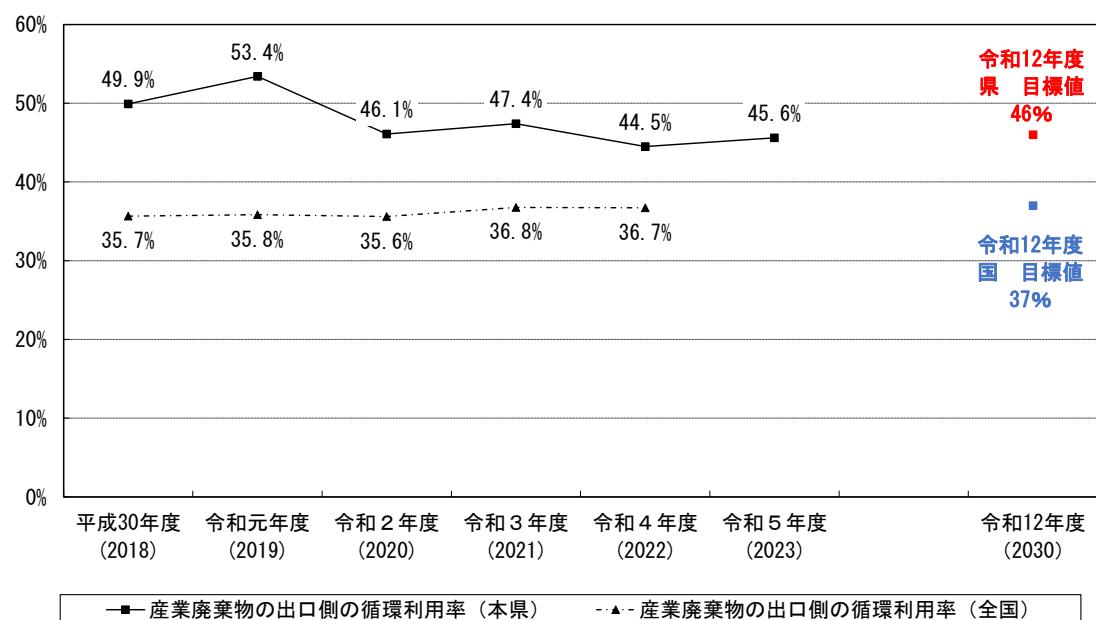
- 産業廃棄物の再生利用率（排出量比）

※一般廃棄物の再生利用率（排出量比）については、理論上出口側循環利用率と同値となります。

図表 4-2 一般廃棄物の出口側の循環利用率と目標値（福岡県、全国）



図表 4-3 産業廃棄物の出口側の循環利用率と目標値（福岡県、全国）



第2 資源の循環利用による廃棄物の最終処分の抑制

1 現状

- 一般廃棄物の最終処分量については、近年は概ね減少傾向にあります。
- 減少要因としては、一般廃棄物の総排出量の減少によるほか、分別収集等の成果により焼却等の中間処理を経ずに直接資源化されるごみの量の割合が増加したことによって、焼却残さが減少したことによるものです。
- 一般廃棄物の最終処分率（最終処分量を総排出量で割った割合）も近年低下傾向にありますが、全国平均と比較すると高い状況が続いている。
- 産業廃棄物の最終処分量は、令和元年（2019）年度以降増加傾向にあり、令和5（2023）年度には平成30（2018）年度比で約12.7%増加しています。
- 令和5（2023）年度は、特がれき類の最終処分量が増加しており、これは県内における大規模工事（大規模建設工事や駅・鉄道関係工事等）の増加の影響によるものと推定されます。
- なお、本県における産業廃棄物の最終処分率（最終処分量を総排出量で割った割合）は、近年概ね横ばいとなっていますが、全国平均と比較すると高い状況が続いている。

2 設定する目標

資源の循環利用の更なる促進のため、廃棄物の処理について、最終処分から再生利用への転換を図る必要があります。ただし最終処分量の推移は総排出量の増減と相関関係があることを鑑み、以下の目標を設定します。

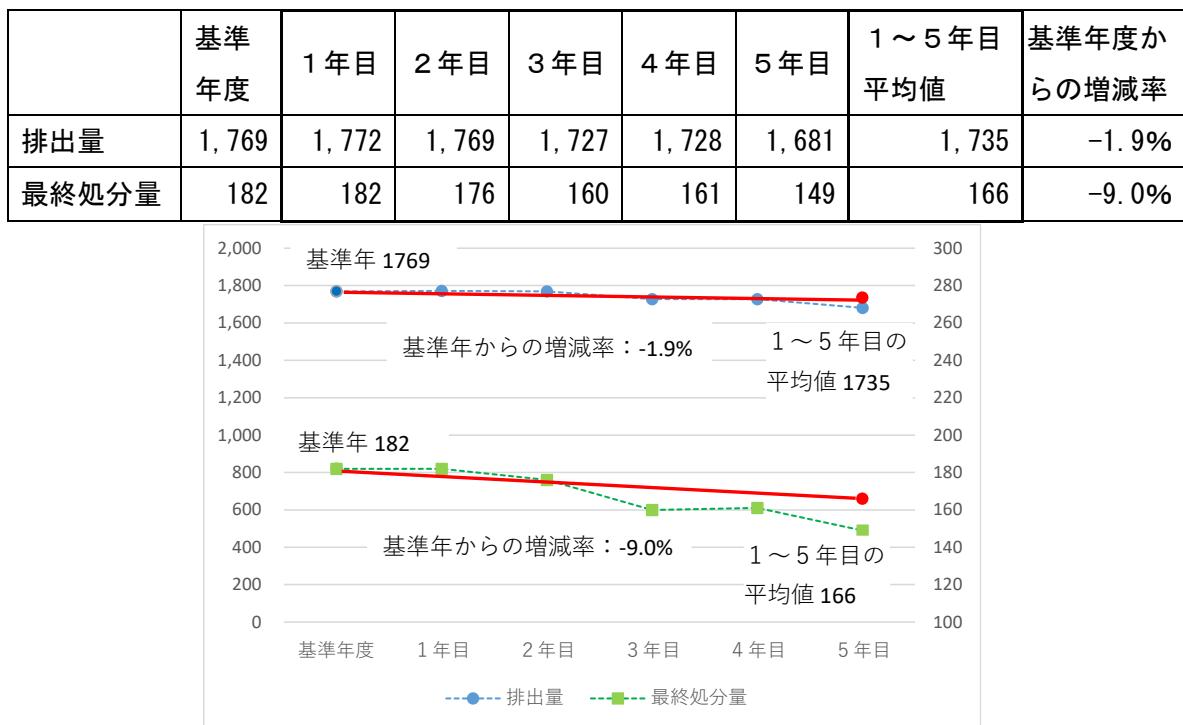
- 一般廃棄物の最終処分量の増減率が、総排出量の増減率を下回ること
- 産業廃棄物の最終処分量の増減率が、総排出量の増減率を下回ること

3 評価の方針

2の目標について、以下により達成状況を評価することとします（図表4-4、4-5）。

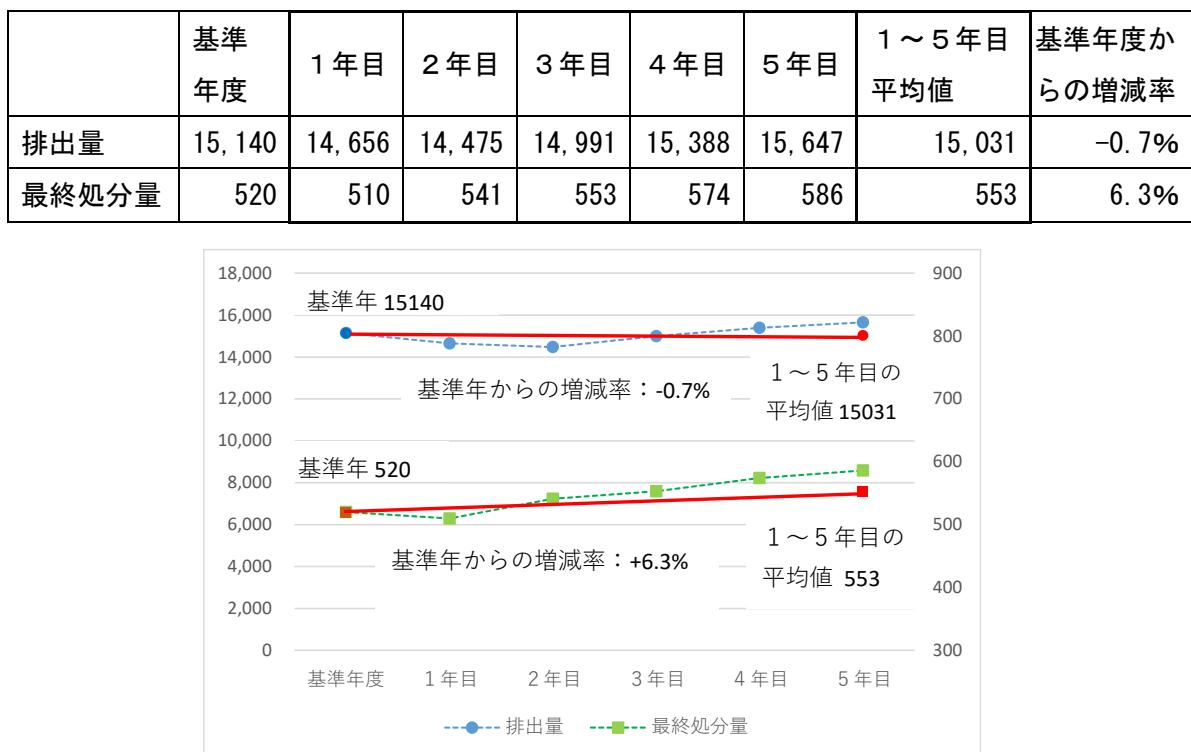
- 一般廃棄物（産業廃棄物）の総排出量の増減率について、基準年度（令和7年度）の翌年以降の総排出量の平均値を、基準年度の総排出量と比較して算出
- 一般廃棄物（産業廃棄物）の最終処分量の増減率について、基準年度（令和7年度）の翌年以降の最終処分量の平均値を、基準年度の最終処分量と比較して算出
- 最終処分量の増減率の数値が、総排出量の増減率の数値を下回っていれば、目標達成と評価する。

図表 4-4 排出量と最終処分量の増減率比較例（目標達成となる例）



本例では、排出量の増減率>最終処分量の増減率 であり、目標達成と評価される。

図表 4-5 排出量と最終処分量の増減率比較例（目標不達成となる例）



本例では、排出量の増減率<最終処分量の増減率 であり、目標不達成と評価される。

4 参考となる指標

- 一般廃棄物・産業廃棄物の総排出量
- 一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量

第3 廃棄物に関する県民意識の向上

1 現状

- 廃棄物の発生抑制や再生利用の推進に向けた分別回収への協力、ポイ捨て等の不適正処理の抑制には、県民一人一人の意識を向上させることが不可欠です。
- 県民意識向上のため、本県では、廃棄物やリサイクルに関する啓発イベント等を実施していますが、これまで廃棄物に関する県民意識については、環境全般に係る広範なアンケート調査や、イベント参加者数等の客観的数値で評価するにとどまり、廃棄物による環境負荷や排出抑制等に関する県民意識を直接的には把握していませんでした。

2 設定する目標

行政の施策や啓発活動を通じて、県民一人一人の廃棄物に関する意識を向上させることを推進するため、以下の目標を設定します。

- ごみ処理に関する意識調査（県政モニターアンケート）において、興味・関心に関する指標を改善させること

3 評価の方針

2の目標について、以下により達成状況を評価することとします。

- ごみ処理に関する意識調査（県政モニターアンケート）において、下記の指標の値を基準年度（令和7年度）と比較し、数値が向上していれば目標達成とする。
 - ・家庭ごみ排出量を減らすことを意識していると回答した人数の割合
 - ・ごみが地球環境に与える影響について関心があると回答した人数の割合
 - ・地域のごみ減量や美化活動に参加してみたい、参加したことがあると回答した人数の割合

4 参考となる指標

- 廃棄物の適正処理に係る県民意識調査（県政モニターアンケート）
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

第4 災害への備えの強化

1 現状

- 近年、集中豪雨や台風等による大雨災害が多発しており、本県においても災害に伴って大量の廃棄物が発生しています。また、地震や津波等によつても、一度に大量の廃棄物が発生することが想定されています。
- こうした災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するためには、平時よりその処理を想定した備えをしておくことが重要です。
- 県、各市町村などの自治体では、国の定める災害廃棄物対策指針に沿つて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行っています。
- 一方で、災害発生時の対応については、対応にあたる人員が事前に必要な知識や経験を身に着けていることが肝要であり、災害廃棄物対応にあたる人員に対して適切な教育や訓練を行うことが重要です。

2 設定する目標

発生が想定される災害に対し、事前の体制整備を整え発生に備えること。

- 県内市町村における教育・訓練の実施率を向上させること

3 評価の方針

2の目標について、以下により達成状況を評価することとします。

- 目標年度（令和12年度）の県内市町村における災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率が、国の目標値（60%）を上回ること

4 参考となる指標

- 県内市町村における災害廃棄物処理計画の策定率
- 県内市町村における災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率

図表4-6 本計画において設定する目標一覧

項目名	設定目標	評価基準
第1 廃棄物の再生利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の出口側の循環利用率が国の目標水準を上回ること ○産業廃棄物の出口側の循環利用率が県の現状の水準を上回ること 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標年度（令和12年度）の一般廃棄物の出口側の循環利用率が、国の目標値以上となること (目標値：26%) ○目標年度（令和12年度）の産業廃棄物の出口側の循環利用率が県の基準年度（令和7年度）の数値以上となること (目標値：46%)
第2 資源の循環利用による廃棄物の最終処分の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の増減率が、総排出量の増減率を下回ること 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物及び産業廃棄物について、基準年度（令和7年度）から目標年度（令和12年度）までの最終処分量平均の増減率が、総排出量の増減率の数値を下回ること
第3 廃棄物に関する県民意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理に関する意識調査（県政モニターアンケート）において、興味・関心に関する指標を改善させること 	<ul style="list-style-type: none"> ○意識調査において、下記の指標の値を基準年度（令和7年度）より向上させること <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ排出量を減らすことへの意識 ・ごみが地球環境に与える影響についての関心 ・地域のごみ減量や美化活動への参加状況
第4 災害への備えの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○県内市町村における教育・訓練の実施率を向上させること 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標年度（令和12年度）の県内市町村における災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率が、国の目標値（60%）を上回ること

第5章 計画の推進

廃棄物は、諸々の主体の様々な活動に伴い発生するものであることから、廃棄物に係る問題の解決のためには、県民や排出事業者等のそれぞれの主体が、自らの活動形態や立場に応じた対策に、行政機関とも連携して取り組む必要があります。

また、行政機関は、自らも排出事業者としての取組みを進めるとともに、適切な施策の実施により各主体の取組みや連携を支援・促進し、総合的な解決策を推進していきます。

第3章で整理した本計画の基本方針を踏まえた、また、第4章で整理した本計画の目標を達成するための、それぞれの主体に期待される主な役割や連携について整理します。

第1節 各主体の役割

第1 県民

- 県民は、日常の生活（商品・食品等の購入・使用・廃棄）において、ごみ（廃棄物）の発生の抑制（リデュース）をはじめ、いったん使用された製品等の再使用（リユース）や、再生利用（リサイクル）のための分別収集の取組み（3R）への協力に努めなければなりません。
例えば、大量消費型のライフスタイルから循環を基調としたライフスタイルへの転換に伴い、過剰包装の辞退や詰替用製品の購入等が求められます。
- 製品の購入に際し、環境に配慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入（グリーン購入）するよう努めるほか、食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に努めなければなりません。
- ごみを決められた場所に捨てる（ポイ捨てしない）、ごみ袋はしっかりと封をして捨てるなど、適正な処理や新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止を考慮した処理に努めなければなりません。
- 行政機関が行う調査や施策に協力するとともに、ごみに関する地域の課題に关心を持ち、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努めなければなりません。

第2 事業者(排出事業者)

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責任を自覚し、廃棄物の発生抑制と資源の循環利用に留意しながら、廃棄物処理法等の法令に基づいて適正な処理を行わなければなりません。
- 製品の製造や販売等、事業活動を行うに当たっては、持続的発展に不可欠な自らの社会的責任を認識し、資源の消費をできる限り抑制し、資源生産性を向上させるよう、特に2R(発生抑制・再使用)に留意しなければなりません。
- また、製品の製造や販売に際して、その製品や容器等が消費された後に、廃棄物の発生抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、再生利用・処分への配慮、修繕体制の整備、消費者への必要な情報提供等に努めなければなりません。
- 特に、プラスチックについては、海洋プラスチックなどによる環境汚染が懸念されていることから、3Rに加え、製品の製造等における再生素材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)への切り替えといった、「3R+Renewable(再生可能資源への代替)」の基本原則に沿った取組みを進めるよう努めなければなりません。
- 行政機関が行う調査や施策、ごみの分別回収に協力するとともに、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努めなければなりません。

第3 廃棄物等処理業者

- 静脈産業(製品が廃棄物等となった後にその適正な処分やリサイクルを行う産業)である廃棄物処理業や再生資源の回収業等に携わる者は、廃棄物の処理または資源回収の体制を強化し、処理や資源回収方法を高度化するなど、持続可能な社会の構築の重要な担い手としての責任を認識し事業を行うとともに、行政機関や地域の資源循環の取組みに協力するよう努めなければなりません。
- また、廃棄物処理業や再生資源の回収業等に携わる者は、廃棄物や再生資源を適正に取り扱うとともに、含まれる有用資源を積極的に回収し、循環利用することに努めなければなりません。
- 一般廃棄物の処理に携わる者は、廃棄物処理法等の法令を遵守し、市町村の一般廃棄物処理計画及び市町村の指導監督に沿った適正な処理の実施をしなければなりません。

- 産業廃棄物の処理に携わる者は、排出者の理解を求め、法令に従った適正な処理を行うとともに、処理施設の設置及び運営に当たっては、情報公開を進め、住民の理解を得て、適正に行わなければなりません。

第4 市町村

- 市町村は、区域内における一般廃棄物の状況を適切に把握した上で、法令の遵守と適正な執行を原則に、本計画と連携した一般廃棄物処理計画を作成し、住民、事業者、廃棄物等処理業者の理解と協力、適切な役割分担や関係行政機関との連携のもと、特に2R（発生抑制・再使用）を推進し、それぞれの資源に応じた適正な循環利用を計画的・広域的に行うよう努め、地域循環圏の形成を図っていくものとします。
- 発生抑制や分別回収に努めてもなお処分しなければならない一般廃棄物が生じる場合、適正な中間処理及び最終処分を行うものとします。
- 廃棄物の発生抑制や減量化に関して、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組みを促進するものとします。
また、廃棄物の発生抑制や減量化を図る取組みを進めるとともに、発生した廃棄物の再資源化を推進し、最終処分される廃棄物の削減を図っていくものとします。
- 産業廃棄物については、一般の市町村においては県の施策への協力に努めるとともに、保健所設置市においては、県等と連携して広域的な視点から整合性のある施策を実施し、産業廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用、適正処分等が図られるよう努めるものとします。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、被災地の迅速な復興と生活環境の保全を図るため、県、他市町村等と連携して、迅速かつ適正な処理に努めるものとします。

第5 県

- 本計画に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に係る諸施策を県民、事業者、廃棄物等処理業者、市町村、国等との連携を図りつつ、円滑かつ着実に実施します。
- 特に、プラスチックについては、バイオマスプラスチック等の代替品の適切な利用促進など、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」の基本原則に基づく取組みを進めるとともに、「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に基づく事業者、県民、行政など各主体の取組みを促します。

- 一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう、市町村へ有効な情報提供や助言を行います。
- 環境美化に熱心に取り組む個人や団体を表彰するとともに、海岸漂着物対策や海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた県民の普及啓発など廃棄物処理に関する県民の理解・協力に資する取組みを進めます。
- 地域における廃棄物の排出実態や地域資源の特性などを踏まえ、県内全域で地域循環圏の形成が進むよう、広域的な視点から市町村間の調整を行うなど、支援に努めます。
- また、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に当たり、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、市町村の総合調整に努めます。
- 産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者及び廃棄物処理業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に廃棄物処理法等の法令を執行します。
- 県の関係部局間の緊密な連携を図りながら、総合的に施策を実施します。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村、近隣県、国、関連団体等と連携しながら、被災地の迅速な復興と生活環境の保全を図るため、迅速かつ適切な処理に努めます。

第2節 推進体制

前節で整理した各主体による連携した取組を推進し、一体的な廃棄物施策を実施するため、県では取組内容に応じた連携組織を構築しています。

(県の附属機関等)

名称	設置年月	内容	構成等
福岡県環境審議会	平成6年8月	環境に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議	学識経験者、関係行政機関職員等37名
福岡県産業廃棄物審議会	平成3年1月	産業廃棄物の処理に関する重要な事項等について調査審議する	学識経験者5名
福岡県環境対策協議会	昭和48年4月	庁内協議機関として、環境対策の重要事項に関する連絡、審議及び調整を行う	環境政策部会等7部会を設置
福岡県産業廃棄物広域処理推進協議会	平成元年11月	福岡県廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の広域的処理体系を早期に確立する	県知事が会長、市長会及び町村会の各会長が副会長。各市町村長で組織。県内4地区推進協議会を設置
福岡県不法処理防止連絡協議会	平成6年3月	廃棄物の不法処理防止に関する情報交換、監視及び環境保全活動を行う	県、県警、市町村、業界団体等9名 県内9地域連絡協議会を設置
福岡県食品ロス削減推進協議会	平成28年6月	製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスの削減を推進するため、県民・事業者・関係団体及び行政が一体となって、県民運動に取り組む	学識経験者、食品関係事業者団体、消費者団体、行政機関等45名

(県廃棄物対策課と市町村等による連携組織)

名称	設置年月	内容	構成等
市町村等廃棄物担当課長会議	平成25年4月	廃棄物処理に関する県の主要施策や各自治体の取組を共有し、一体となった廃棄物施策を推進	県及び県内全市町村、一部事務組合で構成
福岡県海岸漂着物等対策推進連絡会議	令和元年8月	県と自治体が相互に連携し、全県一体となった海岸漂着物等対策を推進	府内関係課、海岸を有する県内市町

第3節 計画の進捗管理

一般廃棄物については、毎年度の市町村等への一般廃棄物処理実態調査において実態を把握し、産業廃棄物については、毎年度の産業廃棄物処理事業者への産業廃棄物処理計画実施状況報告書等を通じて実態の把握を行っています。

本計画に基づく目標の進捗及び主要な施策の実施状況については、福岡県総合計画及び福岡県環境総合基本計画の進捗管理の中で評価・公表を行っていきます。

第6章 県において実施している主要な施策

第3章の廃棄物処理の基本方針及び第4章で定めた目標に基づき、また第5章で定めた各主体の役割及び連携の取組を踏まえて取り組んでいきますが、現在県が実施している主要な施策を列記します。

1 ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動

更なるごみ減量化・リサイクルを図るため、普及啓発の活動を行い、県民の意識啓発を図っています。

(1) 「3Rの達人」派遣事業

3Rについて知識と経験を有する個人やNPO法人を「3Rの達人」として登録し、地域や職場、学校等で開催される学習会等に講師として派遣しています。

(2) 「九州まちの修理屋さん」事業

九州7県共同で、ものの修理（リペア）を推奨し、廃棄物となることをできるだけ抑制するため、県内の修理店を「まちの修理屋さん」として紹介しています。

(3) 福岡県循環型社会形成推進功労者知事表彰

3R等の適切な推進に顕著な功績があった個人、団体又は企業を表彰し、その功績をたたえることにより、循環型社会の形成を図っています。

2 産業廃棄物税を活用した3R等の推進

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組に誘導することを目的とし、平成17（2005）年度から導入しています（図表6-1）。

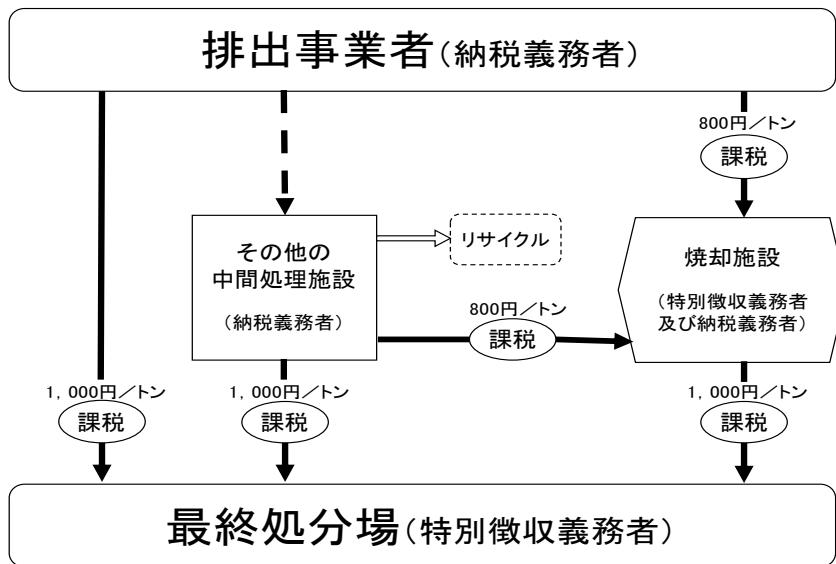
産業廃棄物の焼却施設への搬入量や最終処分場への搬入量は、小幅な増減がありましたが産業廃棄物税導入当初に比べると減少しています（図表6-2）。

また、排出事業者に対して行った意識調査において、焼却施設及び最終処分場への搬出量は減少傾向にあると回答した事業者が多いとの結果が出ています。

このように、産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者のリサイクル等の取組促進など一定の効果を発揮しています。

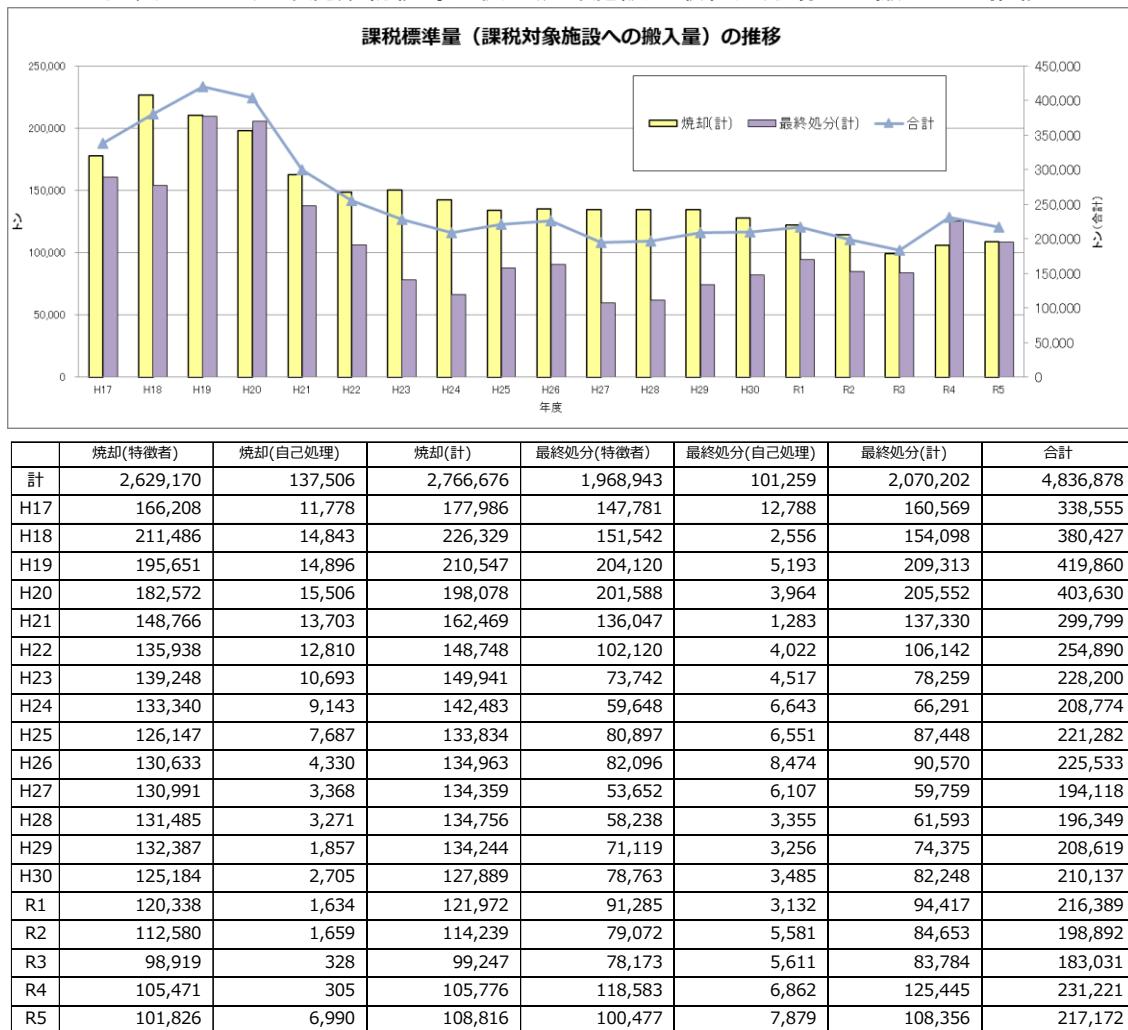
更に、産業廃棄物税は、産業廃棄物の再資源化施設整備に対する補助やリサイクル製品の普及などの施策の財源となっており、引き続き、産業廃棄物税を財源として、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策を実施していきます。

図表 6-1 産業廃棄物税の仕組み



- 産業廃棄物のより高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場への搬入とともに中間処理施設への搬入に課税
- 簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理段階への搬入の課税に当たっては、焼却施設への搬入のみに課税

図表6-2 産業廃棄物税導入後の焼却施設・最終処分場への搬入量の推移



出典：「福岡県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について」（令和6（2024）年10月）

*各年度の課税標準量（課税対象施設への搬入量）は、暦年（1月～12月）の産業廃棄物の搬入量。

ただし、初年度の平成17（2005）年度は、4月から12月までの9か月分の搬入量。

*県外から搬入され処理された量が含まれるため、図表2-14等で提示している本県の最終処分量（本県で排出され最終処分された量）と異なる。

3 食品ロス削減推進事業

本県では、平成28（2016）年から、食品ロスの発生量を減らすために「福岡県食品ロス削減推進協議会」を設置し、食品関係事業者や有識者、消費者団体、行政が一体となって県民運動の促進を実施し、資源の有効利用を通じて循環型社会の推進を図ってきました。

このような中、食品ロスの削減を国民運動として推進するため、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

県は、同法に基づき、令和3（2021）年度に「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を実施しています。

(1) フードバンク活動等の普及・促進

食品関連事業者から提供された未利用食品を福祉施設等に無償提供する「フードバンク活動」を支援するため、事業者とフードバンク団体のネットワーク構築や、フードバンク活動を行ううえでの基準や条件等を示すガイドラインの作成などを通じて、団体の運営基盤の強化と活動支援を図ってきました。

また、平成31（2019）年4月には、食品寄贈企業の開拓などの県内フードバンク活動の推進を目的とする一般社団法人福岡県フードバンク協議会の設立を支援しました。

このほか、家庭で余った食品を持ち寄り、フードバンク団体などを通じて福祉施設等に無償提供する「フードドライブ活動」を支援するため、フードドライブに必要な資材の貸出し、県内のフードドライブ開催情報の発信、県庁フードドライブなどを実施しています。

今後も、こうした取組を通じて、フードバンク活動、フードドライブ活動を普及促進していきます。

(2) 福岡県食品ロス削減県民運動協力店（食べもの余らせん隊）の登録促進

食べ残しの持ち帰り対応や小分け販売、フードドライブ活動などの食品ロス削減に取り組む店舗・事業所を「食べもの余らせん隊」として登録し、県ホームページ等に掲載して紹介しています。

(3) 食品ロス削減マイスターの養成・派遣等による啓発活動

食品ロス削減に関して専門的・実践的な内容を教えることができる人材「食品ロス削減マイスター」を職場、学校等において開催される食品ロス削減に関する学習会等に派遣するほか、宴会時の開始30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす「食べ残しをなくそう30・10運動」を県広報で呼びかけるなど、啓発活動を実施しています。

4 プラスチック資源循環の促進

本県では、プラスチックごみ削減を県全体で進めるため、令和2（2020）年7月に業界団体、消費者団体、学識経験者、市町村等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、プラスチックごみ削減に向けた取組の方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。

「ふくおかプラスチック資源循環憲章」では、「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」及び「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」を施策の柱として定め、県全体でプラスチック資源循環の促進に取り組んでいます。

(1) ワンウェイプラスチックの使用削減

プラスチックごみ削減の取組を実践している県内のスーパー・飲食店などの事業所を「ふくおかプラごみ削減協力店」として登録し、プラスチックごみ削減に取り組む環境に優しい事業所として、取組内容等をプラスチックごみ削減に係る情報を一元的に発信・提供できる機能を付加したポータルサイト「プラごみ削減応援サイト」等で紹介しています。

更に、協力店の協力のもと、毎年10月をプラスチックごみ削減の強化月間として「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、協力店において、プラスチック代替品の利用や従業員に対するマイバッグ・マイボトルの使用促進などの取組を行うほか、ポスターの掲示を行うこと等により、県民のプラスチックごみ削減に係る意識啓発を図っています。

(2) 効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進

使用済みプラスチックの再利用・再資源化に向けた新技術及び社会システムの開発に係る産学官民の共同研究を、福岡県リサイクル総合研究事業化センターで取り組んでいます。

また、市町村におけるプラスチック分別収集・再資源化の取組を促すため、市町村が行う分別収集・再資源化の実証や、複数市町村が連携した再資源化体制構築のための検討を支援しています。

(3) バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進

石油由来プラスチックからプラスチック代替素材への転換を進めるため、バイオマスプラスチック等を活用した先進的で新しいプラスチック代替製品の開発支援等により、プラスチック代替製品の適切な利用促進を図っています。

5 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会は、市町村や農協等で構成する各地域の協議会と連携し、研修会の開催、チラシの配布等を行い、農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。

6 多量排出事業者に関する指導・助言

(1) 一般廃棄物多量排出事業者に対して指示を行う市町村への技術的助言

市町村は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成・運搬等の事項を指示することができます（廃棄物処理法第6条の2第5項）。県は、多量排出事業者に対して指示を行う市町村の取組に必要な技術的助言を行っています。

(2) 産業廃棄物多量排出事業者に対する指導

産業廃棄物の多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・循環利用に関する指導を行っています。

7 一般廃棄物の排出削減等の取組

(1) 家庭系ごみの排出削減、リサイクルの促進

家庭における食品の買いすぎ・作りすぎの防止や、家庭ごみで最も多い割合を占め、その大部分が水分である生ごみの水切りの徹底など、家庭から出る食品廃棄物の発生抑制に向けた取組を市町村に呼びかけ、連携して取り組んでいます。

市町村における食品廃棄物などの利活用を推進するための取組に対して、新技術や各種支援制度の情報の提供を行うなど、必要な支援を行っています。

可燃ごみの中に含まれている資源の循環利用を更に進めるため、可燃ごみの中にはリサイクル可能な紙類が多く含まれている実態を踏まえ、紙類の分別排出・分別収集について、市町村に対し情報提供や助言を行うなど、市町村の取組を促進していきます。

(2) 事業系ごみの排出削減、リサイクルの促進

食品廃棄物や紙類など、市町村が実施する事業系一般廃棄物の削減対策について、市町村と連携して排出量の削減及び分別の徹底等の啓発等に努めています。

食品廃棄物について、飼料や堆肥の原材料などとして再生利用するために、情報収集・提供や関係者と連携して食品リサイクルの取組を進めています。

8 各種リサイクル法に基づく取組の推進

循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法を踏まえ、国、他の地方公共団体、事業者及び県民と連携して、各種リサイクル法の施行に取り組んでいます。

(1) 容器包装リサイクル法

福岡県分別収集促進計画に基づき、県民や事業者への啓発や市町村分別収集対象品目拡大に向けた市町村への助言などを行っています。

* 県では、福岡県第11期分別収集促進計画（令和8（2026）～令和12（2030）年度）を策定し、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう下記のような取組を実施

- (ア)パンフレットやイベント等による県民や事業者への啓発
- (イ)分別収集対象品目拡大に向けた市町村への助言
- (ウ)市町村分別収集計画の進行管理
- (エ)容器包装リサイクルに関する市町村への情報提供等

(2) 家電リサイクル法

対象家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売店による回収、メーカーによるリサイクルが適正に行われるよう制度の普及・啓発に努めています。

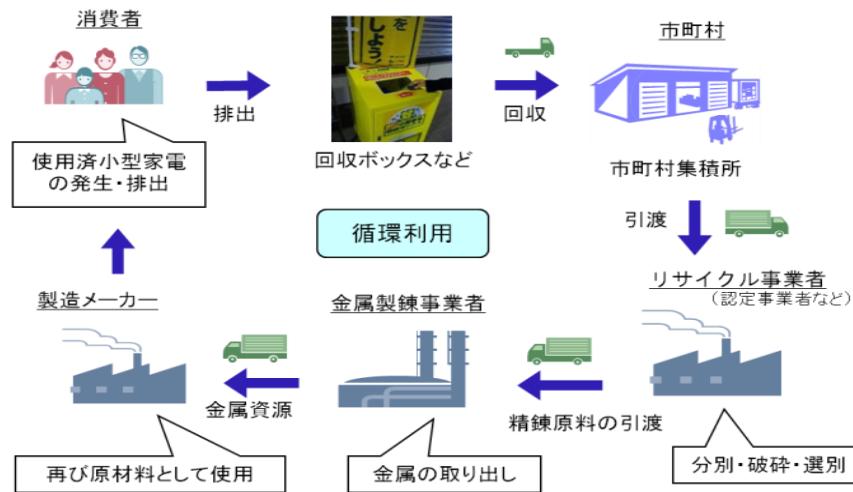
* 家電リサイクル法は、市町村による処理が困難な大型家電について、自ら過去に販売した製品又は買い替え時に引き取りを求められた製品の小売業者による引取りを義務とし、更に、製品知識を最も有しているメーカー等に引取り・再商品化・適正処理を義務付けることで、効率的かつ高水準のリサイクルを実現するもの。

排出者（消費者及び事業者）が収集運搬及び再商品化等に要する費用を排出時に負担。

(3) 小型家電リサイクル法

市町村への制度参加の呼びかけや情報提供により、携帯電話やデジタルカメラ等小型家電のリサイクルが促進するよう制度の普及・啓発に努めています（図表6-3）。

図表 6-3 使用済小型家電リサイクルの流れ



(4) 自動車リサイクル法

自動車リサイクル法に基づく許可や登録制度の適正な運用、事業者の指導等により同法の適正な執行に努め、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を進めています。

* 自動車リサイクル法は、エアコンの冷媒として使用され、大気に放出されるとオゾン層を破壊する「フロン類」や自動車解体時に専門的技術が必要な「エアバック類」の回収処理、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る「シュレッダースト」の適正なリサイクル・処理を推進するもの。なお、これらリサイクル等に必要な費用については、自動車所有者が負担。

(5) 食品リサイクル法

食品廃棄物の発生抑制・減量化のため、また、飼料や肥料の原材料などとして再生利用するために、情報収集・提供や関係者と連携した食品リサイクルの取組を進めています。

(6) 建設リサイクル法

建設廃棄物の分別解体及び再資源化を促進するため、特定建設資材（①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等の受注者等に対し、分別解体・再資源化等の指導を行っています。

9 リサイクル製品の利用促進

(1) 福岡県リサイクル製品認定制度

品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品（建設資材）の認定を県が行い、県が発注する公共工事において優先利用するほか、認定リサイクル製品の情報を県のホームページに掲載するなど事業者や県民等への積極的な広報を行うことで、利用促進を図っています。

* 認定対象品目：再生資源を原材料として製造された建設資材

(2) 福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度

一定の基準を満たす県内で製造されたリサイクル製品（生活関連用品）の認定を県が行い、福岡県環境物品調達方針により、県において率先して利用するとともに、市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行うことで、利用促進を図っています（図表6-4）。

* 認定対象品目：再生資源を原材料として県内で製造等された生活関連用品

図表6-4 本県のリサイクル製品認定マーク



10 プラスチック資源循環の促進（抜粋再掲）

使用済みプラスチックの再利用・再資源化に向けた新技術及び社会システムの開発に係る産学官民の共同研究を、福岡県リサイクル総合研究事業化センターで取り組んでいます。

また、市町村におけるプラスチック分別収集・再資源化の取組を促すため、市町村が行う分別収集・再資源化の実証や、複数市町村が連携した再資源化体制構築のための検討を支援しています。

11 資源循環型まちづくりの推進

県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環圏の形成を目指し、地域から発生する未利用資源を活用する資源循環型のまちづくりを支援しています。

12 各種バイオマスの利用促進

バイオマス(biomass)とは、バイオ(生物)とマス(量)を合わせた言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」とされています。

生活や産業活動から排出される生ごみや製材所残材などの廃棄物系バイオマスの活用を図っています。

(1) 下水汚泥の活用

下水汚泥は下水の処理過程にて発生するバイオマスであり、発生量は下水道の普及に伴って年々増加しています。

汚泥資源化施設を計画的に安定して稼働させることにより、下水汚泥の減量化及び資源化を図り、その生成物を燃料、肥料の原料等に活用する取組を行っています。

(2) 「地域循環圏」づくりの普及・啓発

エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環型の地域社会の構築に向けた取組を促進します。

* 大木町の循環施設（「おおき循環センターくるるん」）において、町内から排出される生ごみ・し尿・浄化槽汚泥をバイオガスプラントでメタン発酵させ、発生したバイオガスを発電などエネルギーとして利用、発酵後の有機肥料（液肥）を使って菜の花を栽培し、菜種油を製造しています。

* みやま市では、市内から排出される調理くずや食べ残しなどの生ごみを無料で収集し、循環施設（みやま市バイオマスセンター「ルフラン」）において、収集した生ごみをし尿・浄化槽汚泥と混ぜ合わせメタン発酵させ、発生したバイオガスを発電などエネルギーとして利用しています。

更に、発酵後の液体は液体肥料として市内の農地や家庭菜園で利用されています。

13 産学官民連携による取組の推進

(1) 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

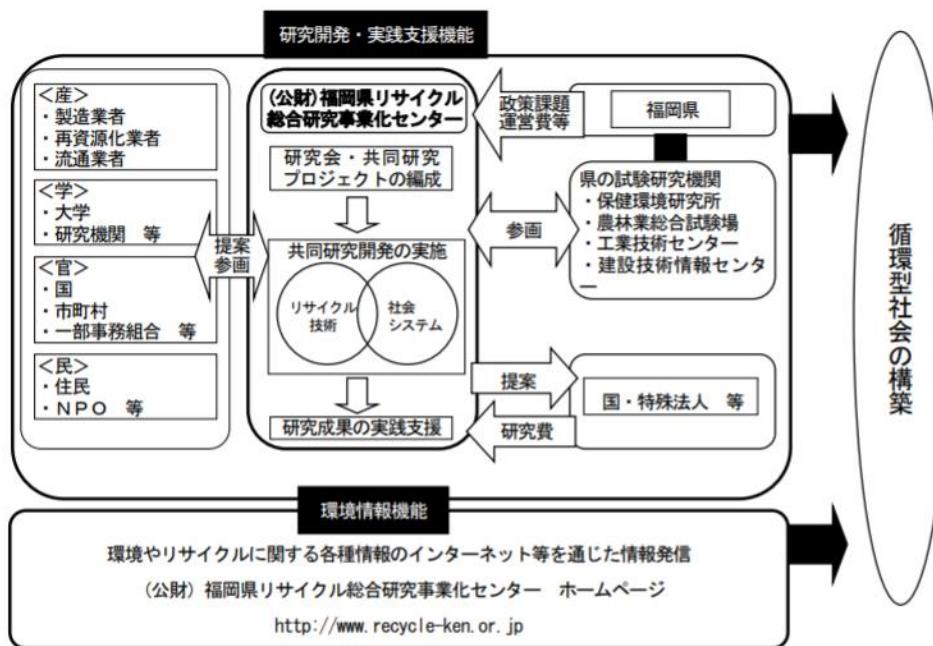
資源循環型社会の構築に向けて新たなリサイクルシステムを社会に定着させるためには、技術開発と併せて、新たな社会システムづくりの課題を同時に検討していく必要があります。

福岡県リサイクル総合研究事業化センター（以下「センター」という）は、産学官民の連携と協力のもとに、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術及び社会システムを一体的に研究開発するとともに、事業化の支援を行う中核的な拠点として、リサイクルの実用化及び地域定着を図っています（図表6-5）。

<主な研究成果>

- ・使用済小型家電の広域回収システムの構築／産業用電子機器からのタンタルリサイクルシステムの確立
- ・ポリエスチル不織布端材を自動車床下吸音材等とする技術の確立
- ・紙おむつリサイクルシステムの事業化／回収システムの構築
- ・廃棄人工大理石を活用したフォーミング抑制剤の製造
- ・AIによる廃棄小型充電式電池の仕分け自動化システムの開発

図表 6-5 (公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センターの機能



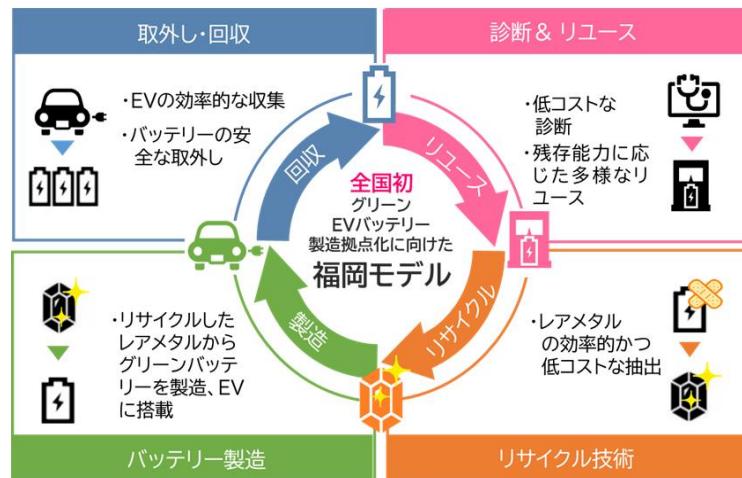
(2) 使用済EVバッテリー資源循環モデル構築事業

EV（電気自動車）の普及に伴い、今後、バッテリーの廃棄量も加速度的に増えていくことが予測されます。我が国では、EVバッテリーに含まれるレアメタルの調達を海外に依存しており、経済安全保障上の懸念があることから、国内におけるバッテリーのリサイクルシステムの確立が喫緊の課題となっています。

県では、国家的課題である使用済EVバッテリーの資源循環システムを全国に先駆けて構築するため、令和6年7月に「グリーンEVバッテリーネットワーク福岡（愛称：G B N e t（ジービーネット）福岡）」（事務局：県、福岡県リサイクル総合研究事業化センター）を設立しました。

GBN e t 福岡は、自動車メーカー、金属リサイクル業者等の企業・団体で構成され、使用済EVバッテリーの「回収」「リユース」「リサイクル」「再製造」の一連の工程に取り組み、資源循環の「福岡モデル」構築を目指しています（図表6-6）。

図表6-6 福岡モデル（使用済EVバッテリー資源循環システム）



(3) 太陽光発電パネルリユース及びリサイクル推進事業

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行後、太陽光発電の普及が急速に進んでおり、今後、廃棄物としての排出が増加することが予想されます。太陽光発電パネルは、鉛等の有害物質を含むことがあるため、不適切な処理が行われないよう、適正処理されるような社会システムが必要です。

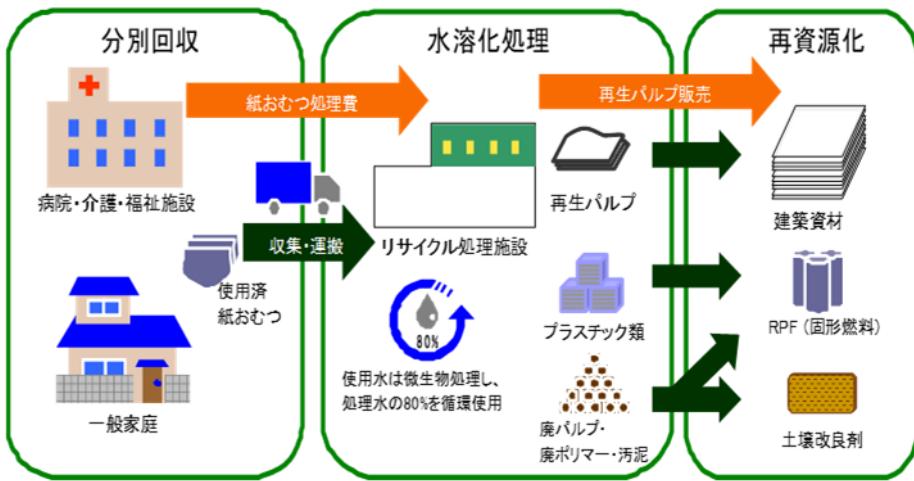
使用済みの太陽光発電パネルを効率的に回収・リユース・リサイクルできる社会システムを構築するために、「福岡県太陽光発電(PV)保守・リサイクル推進協議会」を立ち上げ、県とセンターが関連事業者等と協同して実証実験を実施するなど、今後も、リサイクル事業者、収集運搬事業者、メンテナンス事業者、行政が一体となって太陽光発電パネルの3R推進に取り組んでいきます。

(4) 紙おむつリサイクル推進事業

今後の排出量増加が予想される紙おむつのリサイクルについて、県内リサイクル事業者とセンターとの共同事業により、使用済み紙おむつを水溶化処理してパルプなどを分離回収し、建築資材の原料等として再利用する技術を確立しました（図表6-7）。

この技術を用いて、大木町においては、平成23（2011）年10月から全国で初めて家庭からの紙おむつの分別回収とリサイクルが開始され、その後も県内ではみやま市、筑前町が取り組みを開始しています。今後も、更なる市町村への展開を目指し、紙おむつリサイクルを推進していきます。

図表6-7 紙おむつリサイクルシステムの概要



(5) 産学官連携の推進・促進

センターが従来から有するネットワークを拡大し、異業種間交流を促進することで互いに連携して3Rの促進に取り組むため、令和2（2020）年1月、「ふくおか3Rメンバーズ」を設立しました。

今後もこの「ふくおか3Rメンバーズ」を活用し、3Rに係る新規事業の創出、共同研究やビジネスパートナー探しを支援していきます。

14 エコタウン事業

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成9（1997）年度に創設された制度です。

また、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するために、地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組むものであり、これまでに全国で26地域が承認されています。

本県内では、北九州市及び大牟田市が承認を受けています（図表6-8）。

それぞれのエコタウンにおいて、地域の持つポテンシャルを生かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進を支援します。

図表6-8 エコタウン事業概要

項目	北九州市	大牟田市
承認年月	平成9月7月	平成10年7月
場所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていることなどから、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指しています。	有明海沿岸道路や三池港の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産業地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進しています。

15 県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援

(1) 地域環境協議会

県内の各保健福祉環境事務所において、地域の学校やNPO等と連携して、地域の実情に応じた3Rの推進等の事業を実施し、環境意識の醸成を図るとともに、人づくりの取組を推進しています。

(2) 環境関連福岡県知事表彰

環境保全活動や循環型社会形成へ向けた取組に顕著な功績のあった個人、団体、企業又は地区について、環境保全功労者知事表彰、循環型社会形成推進功労者知事表彰、環境美化推進功労者等知事表彰及びゼロエミッション推進処理事業者表彰を実施しています。

16 各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

(1) 環境情報の整備・提供

環境の総合的なホームページ「ふくおか環境ひろば」において、県が保有する環境に関する情報、イベント情報等を公開することで、各主体の環境保全活動の促進を図っています。

(2) 環境月間

環境省では、環境の日（6月5日）を中心とする6月の1か月間を環境月間と定めています。

本県においても、環境月間に合わせて、各地において、広く環境保全についての関心と理解を深め、意欲を高めるような事業や啓発活動を実施しています。

(3) 環境教育ガイドの掲載

学校等における環境教育の取組を支援するため、本県の各担当部局が保有する環境教育関連の事業、教材、人材等の情報を取りまとめ、「環境教育ガイド」として県ホームページに掲載しています。

17 「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）」の推進

(1) 義務教育における取組

次世代を担うこどもたちに地球環境問題をはじめとする環境問題を紹介とともに、これらの環境問題が私たちの日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために自らできることを学んでもらうため、環境教育副読本「みんなの環境」を作成し、県内の小学校5年生の児童に配布しています。

また、県内の小中学校において、生活の基盤となる環境の役割や大切さの理解、環境保全のための実践的な態度や能力等を育成することを目的に、総合的な学習の時間等において環境教育を行っています。

(2) 高等学校における取組

義務教育段階までの環境教育に関する学習や体験活動を基礎に、生徒自らが環境教育の振興・広報・環境保全活動への意欲を増進させる取組や主体的な探究活動を進めています。

教科の学習として、地理歴史科・公民科・理科などにおいて「環境・資源・エネルギー問題」や「私たちと社会」、「環境倫理」、「日本の自然環境」、「生態系とその保全」などを学習し、環境問題について理解させ、主体的に環境に配慮し、行動できる生徒の育成を行います。

18 人づくりを支える拠点・場の整備

(1) 福岡県環境県民会議

本県では、本県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献することを目的とし、平成8（1996）年2月から福岡県環境県民会議を設置しています。

福岡県環境県民会議においては、県民・事業者・行政が一体となって、福岡県環境総合基本計画の推進を図っています。

(2) こどもエコクラブ

自主的な環境保全活動に取り組むこどもエコクラブ活動を支援し、こどもたちが環境問題に対する正しい認識を深め、自ら環境保全活動に取り組むことを促しています。

19 一般廃棄物処理体制に関する広域連携への技術的助言

市町村が、一般廃棄物の減量、適正処理等に広域的、計画的に取り組むことができるように、市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組、発生抑制等の推進のための経済的手法に係る情報などを収集・提供するとともに、必要な技術的助言を行っています。

20 海洋プラスチック対策

近年、ポリ袋やマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）などの海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。

本県では、海洋プラスチックに関する対策として、以下の事業を実施しています。

(1) 啓発事業の実施

海岸清掃イベントなどの啓発事業を通じて海岸環境の改善を図るとともに、海岸漂着ごみの状況を参加者等に周知し発生抑制に向けた啓発を行っています。

(2) 海岸漂着ごみの回収・処理、組成調査の実施

県が管理する海岸において、海岸漂着ごみの回収・処理を実施しています。

また、長期的に継続して、漂着ごみの組成や存在量を把握し、それらの経年変化を把握することで、海岸漂着ごみ対策を検討するための指標を得ることを目的とした海岸漂着ごみの組成調査を実施しています。

(3) 海岸漂着物等対策推進連絡会議

令和元（2019）年度、県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物等対策推進連絡会議」を立ち上げ、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行うなど、県と市町と連携し海岸環境保全に取り組んでいきます。

21 一般廃棄物処理施設の維持管理の指導

市町村等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行っています。

22 凈化槽の整備促進

下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策のため、県費補助制度により市町村が実施する計画的かつ効率的な浄化槽整備事業を支援しています。

23 ごみ散乱防止対策

福岡県ごみ散乱防止条例に基づき設定した環境美化の日を中心に、市町村に県内一斉美化活動を実施するよう呼びかけるなど、県、市町村、県民、事業者等が一体となって、ごみ散乱防止対策に取り組んでいます。

24 海岸漂着物対策

本県の海岸漂着ごみは、河川を経由した流れ込みや現地でのポイ捨て等による国内由来によるものも多く、特に、プラスチック類や発泡スチロールなどの海洋プラスチックは、海岸漂着ごみのうち個数で90%、重量で30%を占めています。

本県では、平成24（2012）年3月に策定した「海岸漂着物対策地域計画」（平成28（2016）年改訂）に基づき、海岸環境の保全についての普及啓発や海岸漂着物の回収などに取り組んでいます。

25 法令の周知徹底

産業廃棄物処理業者に対し、県ホームページに資料を掲載する等により、産業廃棄物の適正処理に必要な知識の周知を図っています。

また、公益社団法人福岡県産業資源循環協会と連携し、産業廃棄物処理業者の実務担当者に対する研修を実施しています。

産業廃棄物の排出事業者に対し、同様に県ホームページを活用して、排出事業者責任や産業廃棄物の適正処理について啓発するとともに、排出事業者で構成される団体の研修会などに職員を講師として派遣し、その周知徹底を図っています。更に、政令市等や公益社団法人福岡県産業資源循環協会と連携し、県民向けの啓発活動を実施しています。

26 電子マニフェストの利用促進

法令の遵守を促すとともに、廃棄物処理に係るデータの透明性を確保するため、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物の排出事業者に対し、電子マニフェストの利用を働きかけてまいります。

27 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視指導

排出事業者については、その処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、更には排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備及び処理施設の適正管理を指導しています。

産業廃棄物処理業者については、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守及び処理施設の適切な管理による産業廃棄物の適正処理を指導しています。

28 県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前届出制度

平成25(2013)年に制定した「福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱」に基づき、県外から搬入される産業廃棄物の種類等を事前に把握し、効率的な監視・指導の実施、不適正処理の早期発見・早期対応に努めています。

29 安定型最終処分場の掘削調査

産業廃棄物の不適正処理の「早期発見・早期対応」を図るため、県内の安定型最終処分場の掘削調査を行い、必要な指導を実施しています。

30 立入検査の強化、効率化

指導の累積している産業廃棄物処理業者等に対し、本庁及び保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施し、的確かつ速やかな行政指導を行うなど不適正処理の是正に努めています。

また、効率的・効果的な監視指導を行うため、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導実績等を一元的に管理するシステムや赤外線カメラ搭載ドローンを活用しています。

更に、ウェアラブルカメラや遠隔操作対応監視カメラを活用することにより、立入する職員の後方支援や事業者の改善状況等のオンライン監視を行っています。

31 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物を処理するためには、適正な処理施設の確保が不可欠ですが、産業廃棄物処理施設に対する住民の理解は得られにくく、処理施設の設置が困難な状況にあります。

本県では、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に係る条例」に基づき、同条例の対象となる施設を設置する場合の諸手続を確実に履行させ、産業廃棄物処理施設の設置に係る合意形成を図ることにより、産業廃棄物処理施設の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、周辺住民との紛争を予防し、公正な処理を図っています。

また、産業廃棄物処理施設のうち最終処分場については、民間による最終処分場の整備状況や残余容量を見極めながら、公共関与による整備についても引き続き検討していきます。

更に、産業廃棄物税の税収を財源とした福岡県リサイクル施設整備費補助事業を実施し、先導性が高く、リサイクル・減量化効果が高い産業廃棄物処理施設の設置を補助することにより、産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図ります。

32 優良産廃処理業者認定制度

従前の許可期間において特定不利益処分を受けておらず、取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況等の情報をインターネットで公表するなど、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者の認定を行っています。

遵法性や事業の透明性、財務体質の健全性などが高い優良認定業者への処理を促す優良産廃処理業者認定制度を運用することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ります。

33 P C B廃棄物の適正処理の確保

本県では、平成17（2005）年12月に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）」第7条に基づいて、「福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（福岡県P C B廃棄物処理計画）」（令和2（2020）年4月改訂）を策定し、福岡県内（北九州市を除く。）のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理の体制等について定めており、当該計画に基づいて、関係機関と連携して、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の確保に努めています。

高濃度P C B廃棄物については、処分期間の終了以降も新たに発見されており、保管事業者に対し、保管・処分状況の届出を徹底するとともに、関係機関と連携して確実かつ適正に処分されるよう指導を行ってきました。今後発見される高濃度P C B廃棄物についても、新たな処理方針が示されるまでの間、事業者に適正な保管を指導し、適正処理の確保に努めています。

低濃度P C B廃棄物については、令和9（2027）年3月31日までが処分期間とされているため、保管事業者に対し、処分期間中に確実かつ適正に処分するよう指導しています。

34 有害使用済機器の適正保管等の確保

近年、使用済家電製品等の雑品スクラップを多量に保管する事業者が増加しています。雑品スクラップは、有価で取り引きされ廃棄物に該当しないケースも多くありますが、環境保全措置が十分に講じられないまま保管や処分が行われた場合、火災の発生や騒音、振動、油の流出などの生活環境保全上の支障が生じるおそれがあります。現に、県内の雑品スクラップ事業場において、火災の発生や油の流出等が確認されており、重要な課題となっています。

法令で規定されている有害使用済機器を保管・処理する事業者については、法の定める手続きの実施や適正保管等について指導しています。

雑品スクラップを有価で取り扱う事業者について苦情や相談等があった場合には、現地調査を行って廃棄物取扱い有無を確認し、廃棄物があった場合は取扱いの中止や適正処理等を指導していきます。

35 監視体制の構築

県、国、警察本部、政令市等で構成される「福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会」、また、政令市や本県保健福祉環境事務所を中心とし、各管内の警察署、市町村等で構成される「地域連絡協議会」において、廃棄物の不適正処理防止に向けた情報交換や連携した取組を進めています。

また、県内の市町村に設置されている地域住民から不法投棄等に関する情報収集を行う不法処理防止推進員制度の整備を進めています。

これらの取組を通じ、県内全域を網羅する監視体制づくりを進めます。

36 休日・夜間パトロール

民間警備会社への委託による休日及び夜間の監視パトロールの実施等により、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応に努めています。

37 スカイパトロール

警察本部の協力により、ヘリコプターを使用した空からのパトロールを実施し、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の早期発見・早期対応に努めています。

38 不法投棄マッピングシステム・監視用小型カメラの活用

不法投棄の監視体制を強化するため、カメラのG P S機能を活用して不法投棄場所を電子地図にマッピングすることで、投棄場所、投棄物を迅速に特定するとともに、不法投棄情報を蓄積・分析し市町村等と情報共有できるシステムを活用し、不法投棄の未然防止に努めています。

また、不法投棄実行者の特定や新たな不法投棄を抑止するため、不法投棄が疑われる現場等に監視用小型カメラを活用しています。

39 産業廃棄物運搬車両検問

県警と連携して運搬車両の検問を行い、車両に積載している産廃の種類・量の確認や、産業廃棄物管理票（マニフェスト）との照合を実施し、記載内容等に不備が認められた場合は指導を行っています。

40 災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携

大規模な災害が発生した場合には、被災地において膨大な災害廃棄物が発生し、被災地の復旧・復興に大きな障害となります。災害廃棄物は、原則、一般廃棄物であることから、一義的には市町村が処理の責任を負います。

本県では、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に進めるため、平成28（2016）年3月に「福岡県災害廃棄物処理計画」を策定、当該計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備等を進めています。

県は、市町村の災害廃棄物処理体制の整備の支援、災害廃棄物の広域処理を目的とした民間事業者等との協力体制の整備などを行っています。

（1）市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

各市町村の災害廃棄物処理体制の整備を進めるため、各市町村の災害廃棄物処理計画策定の促進を図る必要があることから、市町村の計画策定・改定に係る支援を行っています。

（2）災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの構築

地域によっては、老朽化した廃棄物処理施設が増加し、一般廃棄物処理システムがせい弱化しているところがあり、大規模災害が発生した場合、大量の災害廃棄物の発生や災害廃棄物を処理する廃棄物処理施設自体の被災により、適正かつ迅速な処理が困難となるおそれがあります。

老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良の適切な時機を考慮した上で、今後、本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の検討を行い、強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

更に、広域化・集約化の検討に際しては、災害発生時に各処理区域や県境を越えた広域的な廃棄物処理が生じることを考慮し、処理区域外の災害廃棄物を受け入れた場合であっても安定的な廃棄物処理が可能となる一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

* 「廃棄物処理施設整備計画」（平成30（2018）年6月19日閣議決定）では、「大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持するなど、代替性及び多重性を確保しておくことが重要」である旨示されています。

また、本県でも、「福岡県災害廃棄物処理計画」において、地域の核となる施設を中心に、一定程度の余裕を持った一般廃棄物処理施設の能力を維持するなど、代替性及び多重性の確保をしておくことが重要である旨を示しています。

(3) 災害廃棄物処理に携わる人材育成

災害廃棄物処理の適正かつ迅速な処理のためには、災害廃棄物処理に係るマネジメント能力の維持・向上を図ることが必要であることから、平常時から、市町村や一部事務組合などの災害廃棄物処理担当職員に対する研修等を実施し、人材の育成に努めています。

41 災害における産業廃棄物処理施設の活用

県内における災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物の処理施設や処理業者等の情報把握に努め、災害時においては、一般廃棄物処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し、処理を円滑かつ迅速に行い、併せて、必要に応じて適切な仮設施設の設置も含め、処理体制を確保します。

42 処理支援体制の整備

本県では、民間事業者団体（公益社団法人福岡県産業資源循環協会、福岡県環境整備事業協同組合連合会、一般社団法人福岡県解体工事業協会、福岡県清掃事業協同組合連合会）との間で災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結し、協力支援体制を構築しています。

平常時から広域的な相互協力体制を整備するため、今後も、関係団体との情報共有や連携に努めます。

43 広域的な処理体制の整備

本県では、九州各県及び山口県と「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」を締結しており、県境を越えた広域的な処理体制を構築しています。

災害が発生した場合においては、県内の災害廃棄物発生量等を把握し県内での処理が困難な場合には協定に基づき支援を要請するほか、本県以外の九州各県及び山口県で単独処理が困難となった場合には、災害廃棄物の処理支援など、協定等に基づいた必要な支援を行います。

また、平常時から広域的な処理体制を整備するため、今後も、九州・山口各県との情報共有や連携に努めます。